

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第 8 回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年 7 月28日（水） 午後 1 時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		足立 理秋	町長	出
2号委員 3名		多田 昌	議員	出
		中塚 義之	〃	出
		奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名		高橋 勝洋	学識経験者	出
		竹國 洋子	〃	出
		中山祐美子	〃	出
		井上 秀男	〃	出
		廣納 正	〃	出
		足立 高正	〃	出
		堀口 勝久	〃	出
		尾上 徳美	〃	出
		藤原 鉄也	〃	出
		松原 博興	〃	出
8条委員		前川 清寿	県会議員	出
		岡本 坦	中播磨県民局長	代理出席

大河内町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		上野 英一	町長	出
2号委員 3名		小寺 義裕	議員	出
		立石 富章	〃	出
		高内 直喜	〃	出
3号委員 10名		岩本 精介	学識経験者	出
		正城眞佐子	〃	出
		上垣 博	〃	出
		藤原 昇	〃	欠
		松山 陽子	〃	出
		藤原 安晴	〃	出
		日和 貞憲	〃	欠
		生田 良昭	〃	出
		藤原 博一	〃	出
		立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称		神崎町・大河内町合併協議会	
開催日時		平成16年 7月28日(水) 開会 13時30分 閉会 17時08分	
開催場所		神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎	
議長氏名		小寺義裕	
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名		別紙「欠席者名簿」のとおり	
会議事項	1 協議		2 会議結果
	協議第24号	その他事務事業(その1)交通基盤整備事業の取扱いについて	確認・継続審議
	協議第25号	建設関係事務事業(その1)地籍調査の取扱いについて	確認・継続審議
	協議第26号	福祉関係事務事業(その2)高齢者福祉等の取扱いについて	確認・継続審議
	協議第27号	税務関係事務事業の取扱いについて	確認・継続審議
	協議第28号	上・下水事業関係事務事業(その2)下水道関係の取扱いについて	確認・継続審議
	協議第29号	慣行の取扱い(その2)式典、名誉町民、表彰について	確認・継続審議
	協議第30号	住民関係事務事業(その1)公営住宅事務事業の取扱いについて	確認・継続審議
	協議第31号	福祉関係事務事業(その3)乳幼児医療の取扱いについて	確認・継続審議
	2 提案		
	提案第22号	特別職の身分の取扱いについて	提 案
	提案第23号	社会教育事務事業の取扱いについて	提 案
提案第24号	国民健康保険事業の取扱いについて	提 案	
提案第25号	住民関係事務事業(その1)窓口業務の取扱いについて	提 案	
会議の経過		別添のとおり	
会議資料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成16年 7月28日		署名委員 中 山 祐 美 子 印 廣 納 正 印	

會議經過

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	本日は第8回の合併協議会をご案内申し上げましたところ、お暑い中お繰り合わせの上ご出席いただきましてありがとうございます。 最初に当たりまして、議長さんの方からごあいさつをいただきます。
小寺（議長）	どうも皆さんこんにちは。 非常にお暑い中、合併協議会開催をいたしましたところ、本日2名の欠席届が出ておりますが、それ以外の方ご出席をいただきましてありがとうございます。この暑さで、皆さんも特に健康の維持には非常に気を使っていたいておることと思いますが、当協議会にとりましてはこの今からの7月末また8月にかけて一つの山場を迎えておりますということで、委員の皆様方、非常に重要な役目の中で討議をしていただきたいと思っております。 ご存じのように、本日議題が8件ほど協議が出ております。また、提案としまして4件を予定をいたしておるんですが、特に協議関係につきましてはだんだんと重要な議案が提出をされておりますので、特に委員の皆様方の活発な質疑をひとつお願いをいたしたいと思います。やはり皆さんのご意見を吸収した中で議案というのを審議をしていただかないと、今後に向けての取り組みというのがどうしても重要になりますので、その点特によりしくお願いいたします。 なお、本日、中播磨県民局の副局長さんと前川県会議員さんの両顧問さんご出席をいただいております。非常にお暑い中、ご苦労さんでございませう。 それでは、これより第8回の神崎町・大河内町の合併協議会を開催いたします。
内藤（事務局長）	次に、足立会長からごあいさつをいただきます。
足立（会長）	皆さんこんにちは。 大変厳しい暑さが続きます。委員の皆さんにおかれましては、ご健勝でご活躍のこととお喜びを申し上げます。神崎町・大河内町の合併につきましては、いろいろとご高配を賜っておりますことに対しまして、厚く感謝とお礼を申し上げます。 また、本日は前川県会議員様、砂川県民局副局長さんのご出席も賜っております。平素からいろいろのご高配、ご指導を賜っておりまして、重ねて厚くお礼を申し上げたいと思います。 前回の合併協議会では、新町の建設計画の基本的な項目が決定をされました。詳細にわたりましてはさらに議論がされるものと思っておりますけれども、合併に向かって大きく前進したと考えます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	先日、４市２１町の主催で開催をされました講演会では、現在地方制度調査会委員を務められております関西学院大学の林教授のお話がありました。この中で、地方分権の推進に当たっては、基礎自治体優先の原則をこれまで以上に実現していくことが必要である。少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築することが必要などと述べられておりました。これは、私の思いも同じでありまして、これまで地方制度調査会などで議論が出ております基礎自治体論であります。が、合併三法には明記されませんでしたけれども、来年４月１日付で施行されるであろう指針では１万人が明記されると言われておりました。合併特例法の時限後においても、１万人未満の町村におきましては合併が奨励されることになると思います。当然ながら、地方交付税では地方や基礎自治体の体をなさない自治体として大きく交付税の削減をされることを覚悟しなければならないわけでありまして。 総務省は、今回の合併にかけているところがあります。かけてというたら金をかけるのかけるでありますけれども、総務省が合併にかけていると。これは非常に財源不足も大きいというところから、合併を契機に地方財源の確保を図るためのいわゆる行政のコストダウンを図ろうと、こういう目的があるわけでありまして。 申し上げましたように、合併によって地方が行政経費を大きく削減することにねらいがあるということでございまして、少なくとも１０年後以降には削減効果が出てくる仕組みになっておるわけでありまして。兵庫県下でも、現在の６２町が１２町程度になると言われておりますから、合併をしない、特に１万人の基礎自治体に至らない町につきましては、かなりペナルティーを覚悟しなければならないと考えます。 私は、こういった状況にならないためにも、法定合併期限内の合併をしなければならないと考えるものであります。上野町長さんにおかれましては、このような国の考え方には慎重であれという立場であろうと、このように思いますけれども、客観情勢がそうなる状況下にありますので、合併への早期の決断をお願いするものであります。厳しい財政状況は今後も続きます。住民１人当たりの行政コストを削減いたしまして、少子・高齢化対策、活性化対策などを実施しなければなりません。そのためには、合併が必要であると考えます。 また、合併に対する支援事業を導入いたしまして、プロジェクト事

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長） 前川（顧問）	業を実施することも必要と考えます。新町への産声を上げるのは困難を伴いますが、皆さん方の真摯なご判断によって目的がかないますようにお願いを申し上げます。 以上でごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。 続きまして、顧問の前川先生の方からごあいさつをいただきます。 暑い日が連日続くわけでございますけれども、皆さん方には、今日は特に合併協を鋭意本当に回を重ねながらご検討をいただいておりますことを、深く敬意を表するわけであります。 ちょうど私も今、先般から、この6月から総務常任委員会という委員会に所属をいたしておるわけでありますけれども、特にこの合併問題とかそういうものを議会の立場で勉強し、また県政に物を言っていく、そして支援をしていく、そのような立場にあるわけであります。 そういうふうな中で、本当に厳しいなあ、大変だなあと。それぞれ事情の違う、また財政力も違う、そういう町が合併をしていく、いろんな問題を乗り越えて合併をしていく、これは非常に大変な作業であります。しかしながら、この合併の問題はだんだんだんだんと厳しくなっていまして、三位一体の改革を中心として、また日本の財政自身も非常に厳しくなる、県財政もしっかりであります。そのような中で、しっかりとした財政基盤を確立していかなければならない。これは腹を据えて、小異を捨てて大同につく、そのような立場で皆さん方に真剣に協議を願っていただいて、そしてこの神崎郡の中でも神崎・大河内の合併をやはり目指していただかなければいけないんじゃないか。しかし、その中で、兵庫県が目指しております参画と協働という一つの流れがございます。その参画と協働というのは、みんなでどうして地方自治を作っていくのかという原点であります。それは、両町が将来に向かってしっかりとしたすばらしい地域づくりへの出発点にもなりますこの協議会が、より皆さん方のお力によって立派なものになりますことを心からご期待申すわけであります。非常に大変な作業でございますが、皆さん方のご精励を心からお願いを申し上げたいと思います。 なお、今日ちょっと私、この20日に、私は宣伝をするわけじゃありませんけれども、総務常任委員会のテレビがこの22日の日曜日に放映されます。10時からサンテレビです。ちょっとその打ち合わせが3時からサンテレビでございまして、このごあいさつを申し上げて席を立ちますことをお許しをいただきたいと思います。暑いときでございますが、どうかそれぞれの皆さん方ご自愛をいただきまして、ご

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	精励を賜りますことを心から念じまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。 どうもありがとうございました。
小寺（議長）	本日の合併協議会でございますが、藤原昇委員さん、日和貞憲委員さん、2名の方々から欠席の連絡がございました。ここでご報告を申し上げます。 それでは、議長、進行をよろしくお願いいたします。 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。 本日の出席者は28名中26名の出席を得ておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、ここに会議の成立を宣言いたします。 ただいまから第8回神崎町・大河内町合併協議会を開催します。 今回の会議録署名委員に、中山祐美子委員、廣納正委員をそれぞれご指名申し上げます。 それでは、会議次第に沿いまして、順次議事を進めてまいります。 協議事項の協議第24号その他事務事業（その1）交通基盤整備事業の取扱いについて、交通基盤の担当分科会長から説明をお願いいたします。 森本分科会長、お願いをいたします。
横田（副分科会長）	それでは、森本参事はちょっと所用で欠席のために、副であります神崎町の横田ですけれども、報告をさせていただきます。 交通基盤事務事業の取扱いということで、バス対策と公営駐車場のことでございます。 まず、バス対策でございますけれども、バス赤字路線に対しまして補助を行っております。これは両町とも同じでございます。この補助には国、それから県、町と、それぞれの補助制度があるわけですが、この中で神崎町、大河内町につきましては、国の補助制度に該当する路線はございません。県の補助事業に該当する路線、これが神崎町が4系統ございます。下の表を見ていただきますと、3-1の表ですけれども、神崎町で栗賀生野駅裏、それから栗賀から栃原、栗賀から上小田、栗賀から川上と、それから大河内町では栗賀から上小田、栗賀から川上、これはそういうことでそういう路線になっております。 大河内町が2系統、神崎町が4系統で195万5,000円、うち県の補助金としまして97万7,000円、大河内町が2系統で148万9,000円、うち県の補助金が74万4,000円となっております。町単独補助としましては、神崎町が1系統で227万4,000

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 生田委員	0 円、大河内町が 2 系統で 2 5 1 万 1 , 0 0 0 円を補助をいたしております。 両町とも、今後におきましてバス利用者の大きな増加というものは見込みにくい現状でございます。事業者の経営努力を促すとともに、町の財政状況を勘案しながら、適切な対応が求められております。また、神崎町では、町単独事業で「大空」バスを運行しておりますが、それとの連携調整も図らなければならないと、このように思っております。 調整方針といたしましては、路線バスの補助については、現行のまま新町に引き継ぐという調整方針になっております。 次に、公営駐車場の関係でございますけども、神崎町には公営駐車場はございません。大河内町には大河内町 JR の寺前駅前駐車場と大河内町寺前駐車場の 2 カ所の駐車場があり、利用者も多く、貴重な施設となっております。これにつきましても、公営駐車場については現行のまま新町に引き継ぐと、こういうふうな調整方針になっております。 3 - 2 の表で、大河内町の現状が表にしておりますので、見ていただけたらと思います。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 ただいま説明のありました協議第 2 4 号その他事務事業（その 1 ）交通基盤整備事業の取扱いにつきましてのご意見、ご質問等をお受けをいたしたいと思います。 なお、質問をされる際につきましては、恒例に従いまして、発言の際は町名並びにお名前をお願いいたします。 それでは、質問等をお受けをいたしたいと思います。 生田委員、どうぞ。 大河内町の生田です。 ちょっとお聞きしたいんですけども、「大空」バスは町単独事業で運行されていると思うんですけども、「大空」バスが走っているルートに神姫バスというのか、今あれは名前が変わったんですかね、あそこのバスが重複して走っているように思うんですけども、それは町単独事業の「大空」バスでは賄い切れないんで、補助事業の中の、どういのですか、神姫バスというんですか、民間会社が走っているわけなんですか、ちょっとお聞きしたいんですけども。バス停が 2 つありますんで、多分重複して走っていると思うんですけども。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
横田（副分科会長）	担当の課が違いますんで、ちょっとお待ちください。
宮本（住民生活課長）	路線バス等の巡回バスは、重複はいたしておりません。
生田委員	重複してないの、あそこ。いや、何か同じような路線を神姫バス等走っているように思うんですけど、それじゃあ結構です。
小寺（議長）	ほかにございませんか。 ご質問ございませんか。
松山委員	松山委員、どうぞ。
松山委員	済いません、大河内町の松山ですけれども、この交通基盤の関係の中で、交通弱者の足の確保というか、目的でということであるんですけれども、大河内町につきましては淵の集落の方は交通機関がないということで大変困っておられるんですけれども、そういう問題につきましては新町になってから検討いただけるものなのかどうか、ちょっとお返事いただきたいと思います。
立垣（幹事長）	大河内町の幹事長をいたしております立垣でございます。 今、ご質問がございました大河内町内の淵地内の路線バスの確保ということで、私どもは現在神姫グリーンバスを通じまして要望をいたしておるのが実態でございます。しかしながら、ご承知のとおり、栗 - 淵間の県道が現在のところ未改良というようなことで、大型バスの交差ができないというふうな状況でございまして、この道路改良を見た上で、再度私どもとしても強く要望をしまいたいというふうに考えております。
小寺（議長）	会長。
足立（会長）	この関係でございすけども、神崎町にコミュニティーバス、県ではコミュニティーバスという形でとらえております。このコミュニティーバスの関係につきましては、県知事さんがその財源の確保は100%に近い形で措置をするという約束事が実は町村会とございまして、この件につきましてはできるだけ今のグリーンバスとの調整を図りながら、やはり住民の足を確保するような努力は当然するべきであろうと、このように考えますけど、これはやはり今後の両町の話し合いの中で多分そういった状況になると。要求もし、作り出されてくるんではないかなと、このように思います。 神崎町も、今生田委員さんからお話がありましたように、神姫グリーンバスと競合するところにつきましてはこのコミュニティーバスを走らすことができないということで、かなり問題として提起をいただいております。また、一番の必要であります越知谷地域につきましても、若干他の問題も絡んでおりまして、現在のところは必要な地域に

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	コミュニティーバスを走らせていないというような状況もございます。したがって、範囲が拡大すれば、その拡大した中でどういった位置づけがいいのか、住民の皆さん方との議論の中で当然決定されるべきであろうと。しかも、このコミュニティーバスにつきましては、今県下一円に広がりつつあるわけでありまして、このことにつきましては、高齢社会を迎える両町にとりましてはとりわけ重要な課題ではないかなと、このように考えております。 どうもありがとうございました。 ほかにご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ほかに質問がないようですので、ここで採決に入りたいと思います。 協議第２４号その他事務事業（その１）交通基盤整備事業の取扱いについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第２４号その他事務事業（その１）交通基盤整備事業の取扱いにつきましては、原案のとおり可決されました。 次に移ります。 次に、協議第２５号建設関係事務事業（その１）地籍調査の取扱いにつきまして、担当分科会長の説明をお願いします。 木村分科会長、お願いします。
木村（分科会長）	大河内町のまちづくり課の用地担当をいたしております木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、地籍調査の取扱いについてご報告をさせていただきます。 分科会におきましては、４回の協議を重ねてお手元の資料の作成をいたしたところでございます。内容でございますが、資料のとおりでございますが、簡単に説明させていただきたいと思っております。 最初に、課題、問題点についてでございますが、現状での両町の取り組み状況をまず把握いたしまして、その内容を整理いたしたものでございます。 まず、耕地部分では、神崎町では地籍調査の実施中でございます。大河内町は既に調査が完了いたしております。 次に、実施年度の違いから、その成果に大きな差が生じているということでございます。両町とも国土調査法施行令等に基づきまして調

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	査をいたしたものでございますが、その内容に大きな差が生じているということが、資料の２ページのところでございますけども、測量方法、測量成果の精度、座標値、基準点、調査方法の法務局での取り扱い等に差を生じているということでございます。成果の測量データ管理におきましても、大河内町では座標値を有していないので、管理システムの利用をして管理ができないということでございます。 修正業務の対応においても、神崎町では修正業務はほとんどない状況でございます。大河内町では、乙１精度の許容誤差の範囲内であっても、現在の法務局等の取扱いの中では修正業務をしなければならないと。また、町におきましても、将来へのトラブル防止等の観点から、地籍の数値管理に向けた取り組みとして、大河内町の地籍修正事務取扱要綱を定めまして、随時修正業務を実施している状況でございます。 次に、山林部の調査についてでございますけども、神崎町では平地部に引き続きまして実施を計画いたしておりますが、大河内町につきましましては山林の持つ公益的機能の管理という側面があるわけでございますが、調査の長期間を有する問題、あるいは財源的な問題、あるいは費用対効果の問題も含めまして、細部の検討が必要ではなかろうかという位置づけでございます。 財源的な件に若干触れますと、これは県の試算でございますけども、大河内町の例で言いますと、山林面積が８６．６平方キロでございます。これを２０年間の実施期間を想定いたしますと、１班３名構成で３名編成を必要としまして、事業費では１１億３，０００万円必要とされます。この事業費の４分の３につきましては補助金で、一般財源は４分の１ということでございます。その一般財源のうち８０％は交付税算入されますということでございますが、人件費につきましては事業費には含まれませんので、町の負担も大きいんではなかろうかという思いでございます。 以上が課題、問題点の整理でございます。 続きまして、調整方針でございますが、現在実施中であります神崎町の耕地部の地籍調査については、完了まで現行のまま新町に引き継ぐことといたしております。 次に、耕地部の実施年度の違いから生じます測量精度の差、あるいは座標値の有無、測量成果の管理等につきましては、新町発足後早急に調整することといたしております。このことにつきましては、分科会ではいろいろな意見があるわけでございますけども、実施年度の違

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 足立委員 藤原（地籍課長）	いから生じる問題点については、やはり住民の不均衡あるいは公平負担等からかんがみ、大河内町の再調査を実施することによりまして、成果の統一化を図ることが望ましいとの考えがおおむねの意見でございます。 再調査には、現時点での神崎町の１６年度事業予算から試算いたしますと約２億円、実施面積につきましては約４．０平方キロでございますけれども、約２億円ぐらいの概算経費がかかるだろうということでございます。この再調査には、現行では補助制度はないわけでございます。まあ、しますんで、一般財源の持ち出しがあるということでございます。これら等を考えますと、考えられる経費については今後合併特例債が、合併町の不均衡を是正する充当であれば問題がないのではないかというようなことも考えられるわけでございますので、今後新町建設計画に掲げまして、新町発足後調整したいというような思いでございます。 続いて、山林部の地籍調査についてでございますけれども、新町の発足後において調整するということといたしております。昨今、県におきましては森林の持つ公益的機能の確保を図る観点から、本来森林所有者が実施しなければならない間伐等においても、公費で実施しまして、森林の健全な保全に努めている現状からいたしますと、山林の調査については重要な位置づけにあるとの認識をいたすところでございますが、神崎町の耕地部の調査も実施中であり、またこれから大きな財源が伴いますので、財源確保の問題、あるいは人員確保の問題、森林所有者の協力体制等の問題、さまざまな問題があるわけでございますので、今後これらについて問題を検討していく必要があろうということでございます。 以上、簡単でございますが、説明を終わります。 ただいま説明が終わりました。ご質問、ご意見をお受けをいたしたいと思います。 ご質問、ご意見のある方はどうぞ。 足立委員、どうぞ。 最後の山林部の地籍調査ですか、神崎町はやっておられますけど、これ調整するということなんですけど、何かちょっと理解、やる方に調整するということなんですか。 済みません、神崎町の地籍課の藤原といいますけれども、今委員が言われました、やっておられるということなんですけれども、間伐の關係のくい打ちを今神崎町の地域内において行っておりまして、今言わ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立委員	れましたように、地籍調査そのものではございませんので、まずその点をご理解いただきたいと思います。
藤原（地籍課長）	今、大畑なんかもそうで、山をずっと、白い印でずっとしておられますけど、あれじゃあないんですか。
小寺（議長）	はい、今やっておりますのは、白いペンキを木の幹にしてやっておるといいますのは、環境対策育林事業といいまして、間伐の関係で、間伐事業に伴う境界を調査しているという、くいを打ってやっておるといような状況です。直接的な地籍調査事業ではございませんので。ついでに、補完説明ということでさせていただきましたら、今の間伐に伴いますくい打ちというのをやっておりますけれども、あれにつきましてはあくまで木の境界というような、木に伴います所有者界をしておるということで、地籍調査を実施するようになりましたら筆界といいまして、一筆一筆の筆境を調査するといような形に変わってきます。
岩本委員	ほかにございませんか。
	岩本委員、どうぞ。
	大河内町の岩本です。
木村（分科会長）	これただいま説明があったんですけど、神崎町については修正業務の内容はほとんどないというふうに言われております。当初から大河内町については平板測量が行われておったと。これを修正されるのは、せなしゃあないと思うんですけど、金額も相当多額なことの報告がありましたけれども、実際にこれできる、してもらわないと困ると思うんですけど、何年ぐらいかかってこれできるんですかな。今まで測量されたやつはみんなむだになるわけですか。その点お聞きしたいと思うんですけど。
	ご質問の内容につきましては、再調査の件と受けとめるわけでございますけども、現在大河内町につきましてはそういう修正業務で直しました成果につきましては、書類ですべて管理をいたしております。といいますのは、その部分につきましては座標値を持っておるわけでございます。そういった成果を今後再調査をいたすときにそのまま生かせるのか、その辺の具体的な件につきましては、今即答はちょっと避けたいというふうに思います。これから再調査を実施するということになりますと、細部にわたる、今言います再調査の期間とか、あるいはいろんな問題、これはございますので、その辺につきましては今後の問題ということでお聞きとめいただきたいというふうに思うわけでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	若干むだになるのかということがちょっと１点ございましたので、その点につきましてはむだにならないような形で生かせる方法をこれから検討できればというふうに思うところでございます。だから、その辺、調査の方法等によりましてどう位置づけていくのかということがございますので、できればむだにならないように成果を生かしていきたいという思いで取り組みをしていきたいというふうに思うところでございます。
小寺（議長）	岩本委員。
岩本委員	再質問するんですけど、むだにならないようにしてもろうたらいいんですけども、これを、今の説明を見ると、やはりそら機械ではかられたやつと平板測量との差というたら相当あるんじゃないかというふうに思うわけなんですね。むだにするなといっても、もとが狂ってしもとったら、結局そのまま通すということはおかしいんじゃないかというふうに私は思うわけなんです。そこら辺の点はどの程度までそれが信用できるのかという問題が出てくるんじゃないかというふうに思うわけなんです。
木村（分科会長）	ちょっと誤解をされているように思うんですけども、今現地での修正作業につきましては、当然機械測量で実施いたしましたものでございます。現行の形でやっておりますので、今修正業務を加えるのに平板測量で実施しておるわけではございませんので、機械測量できちとした精度を持ったもので測量いたしておりますので、その成果は座標値を有しておりますし、当然今後の成果として生かせるということは確実に申し上げられるというふうに思うところでございます。
岩本委員	はい、了解。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	上垣委員、どうぞ。
上垣委員	大河内町の上垣です。ちょっとお尋ねします。
	両町の今現在の調査の進捗状況は大分差があるように思うんです。ほんで、今後の必要性を踏まえて、必要性の検討、それから今後どのようにやっていくかというようなことを、ちょっと即席に説明をしてもらえたらと思います。まず、両町の場合には進捗率の違いですね。
木村（分科会長）	その件につきましては、資料の２ページでちょっと書かせていただいたんですけども、現在実施状況としまして、神崎町につきましては平成１８年度で完成する予定ということで、現在耕地部の約８５％ぐらい調査が完了しておるということでございます。あと残りを平成１８年度までに調査を完了させ、その登記完了につきましては平成２１

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上垣委員	年を目標としておるといってございまして、大河内町につきましては、ここにも書いておるんですけども、昭和５６年に調査が完了いたしまして、登記完了は５９年でございまして、一応全域調査を耕地部につきましては完了しておるといってございまして。 以上でございます。 調査方法の件ですけども、平板と座標値ということなんですけども、当然ある程度承知はしておるんですが、やはり相当な費用を要すると思いますけど。だから、この件につきましてはそれぞれの、早くできればそれにこしたことはないでしょうけども、それぞれの必要時期といわゆる経費との絡みでいろいろと課題があるかと思います。なぜ大河内町と神崎町を比べてみたときに、現時点でこの差が生じたのかなあというのが単純な疑問点ということなんで、その辺をちょっと明確に、簡単に教えてもらったらと思いますけど。
木村（分科会長）	差が生じた大きな問題といえますのは、やはり実施時期によりまして、特に大河内町の場合は昭和４７年に着手をいたしております。その時点では、国土調査法では平板測量でよいということでございます。精度につきましては乙１精度でいいと。そうしますと、相当な誤差が認められておるといってございまして。それがそういった点。神崎町におきましては、昭和６０年から実施をいたしております。その時点ではもう光波測距儀を使いましての測量でございますので、平板測量ではございません。そういった差が、大きな差を生じた要因ではなかろうかというふうに考えておるところでございます。
小寺（議長）	副会長、どうぞ。
上野（副会長）	済いません、上野ですが、少し補足をさせていただきますと、大河内町の地籍調査については既に完成で、その精度が今の神崎町さんが行われている精度と比較すれば、非常に精度が低くて、日常的に土地の異動あるいは分筆などのときに問題が生じておるといって現状がありまして、いいことを言えば全部一遍に修正をやるのが一番いいわけですけども、従来今まで予算がありませんでしたので、大河内町地籍修正マニュアルというものを作りまして、事件発生主義で起こったところから、今の神崎町さんの行われている地籍精度の調査に該当をする方法でやっていっております。ですから、その方法ですべての土地が動いた段階には、全部同じように一つの方に精度が上がると、こういう理屈で今行っているものです。 ただ、今度２町が合併をしたときに、神崎町さんが１８年度あるいは２１年度に登記を完了された段階で、大河内町が従来の修正マニユ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 高内委員	アルに基づく事件発生主義でやった場合に、この修正業務は恐らく 10%とか15%とか整備、そういうふうないわゆる差が生じてこようかと思うんです。ですから、その差が生じたときに、住民に対するサービスの公平性ということにおいて問題が生じてくるので、そのときは、先ほども事務局から説明があったと思いますが、合併特例債の活用などをして、事件発生主義からではなくて、全町的に修正をする方向が検討されるべきであろう、そういうふうに思います。 以上です。 高内委員、どうぞ。 大河内の高内です。 この測量換地業務ですけれども、ここにもあらわしてありますように、大河内では昭和56年に完成しとるわけなんですけれども、それ以降農地の圃場整備事業で、大河内町ほとんど今できるところは90%ぐらい圃場整備をやとるわけなんです。それで、今までにしたこの換地業務は国調、我々は国調、国調と言ってますが、それが新しく圃場整備したことによって地籍がずっと変わっていった新しく面積も出とると思うんですけれども、その取扱いに欠けるところの耕地的な田んぼとか棚田とか、それから一部住宅地とか、そういった分はこういったものに関連してくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の説明はどのように解釈したらいいのか、ちょっとお願いしたいと思います。
木村（分科会長）	ちょっととらえ方が間違っておればまた指摘していただきたいと思うんですけれども、要するに圃場整備事業で実施した部分について、今後再調査を対象とするのかしないのかということではなかろうかというふうに思うわけなんですけれども、大河内町の場合につきましては、圃場整備事業につきましては、精度につきましても甲3精度を利用いたしまして、座標値を有した測量成果ということでございますので、その部分は再調査から除外するような形になろうかというふうに考えております。 以上です。
小寺（議長） 高内委員	高内委員。 私もそのように理解しとったんですけれども、なぜそのように初めから説明をしてなかったのかどうか、それで余計物事が混乱をしとるんじゃないかと思うんですね。私らが圃場整備したところは新しくはかり直ししておるんやから、当然新しくちゃんと面積も出ておるというように理解しておりますし、また私らの方のところみたいな段々なところ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ろは、田んぼの面積も一面が１筆とかというんでなしに、３つも４つもの筆数で１筆になったりしておるようなところもございますので、そういったところがそういう対象になっておりますし、道路改良してもそういうことでずっとはかり直してしなければならないと。そういったことに余分なお金がかかるというような、現実には負っておるわけなんですけど。そういうことであれば、先ほど参事が説明されたように、あれはもう初めからそのように説明されていた方がわかりやすかったんじゃないかと思うんです。それでちょっと尋ねたわけです。
小寺（議長）	ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	大体意見が、またご質問が出尽くしたようでありますので、ここで採決に移りたいと思います。 協議第２５号建設関係事務事業（その１）地籍調査の取扱いについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第２５号建設関係事務事業（その１）地籍調査の取扱いにつきましては原案どおり可決されました。 続きまして、協議第２６号福祉関係事務事業（その２）高齢者福祉等の取扱いにつきまして、担当の部会長から説明をお願いいたします。
難波（英） （副分科会長）	神崎町健康課の難波でございます。私の方から福祉関係事業の取扱いの調整方針につきまして説明を申し上げたいと思います。 ２ページをごらんいただきたいと思います。 ３ページ、４ページ、５ページにつきましては、各町の比較がございますので、参照いただきますようお願いいたします。 まず、１点目でございます。戦没者遺族会補助金についてでございます。この補助金につきましては、両町とも補助をしておりますけれども、神崎町ではその補助金の中に戦没者慰霊祭の経費を含んで支出をいたしております。大河内町では補助金に含まず、別途町が負担をしております。これは政教分離の観点から、直接慰霊祭の経費を負担せずに、遺族会補助金といたしまして補助をしたいと、このように思っております。補助金の額につきましては、遺族会の活動内容等によりまして、遺族会と協議をいたしまして決定をさせていただきます。 傷痍軍人会の補助金でございます。大河内町は傷痍軍人会の補助金といたしまして１０万円を補助されております。神崎町ではかなり前からこういう会もなく、補助をしておりません。神崎町の傷痍軍人の

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	方は、現在何名おられるのか確認ができておりません。大河内町は4名の会員で、活動の内容につきましても少なく、会の役員さんからも状況を確認をいたしまして、今後廃止も含めまして新町発足後決定をさせていただきたいと思います。 次に、2点目でございます。母子・父子福祉関係で、母子・父子家庭のお子様が高校、大学、短大等に入学されたときの祝い金制度を実施をされております。これは神崎町にはないわけでございますけれども、この祝い金制度につきましては、昭和52年に要綱を制定されまして、27年間継続実施をされてまいりました。母子・父子家庭の子供さんが高校入学した際に5万円、大学、短大、高専入学時に10万円を祝い金として支給をされております。これらにつきましては、財政状況等を勘案いたしまして、新町発足までに調整をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。 次に、児童福祉関係でございます。子供の子育て支援金の支給制度でございますけれども、これも大河内町のための支援金制度でございます。平成6年度に条例を制定をいたしまして、10年間を経過をいたしております。第3子以降の子供を対象に支援金を支給されております。出生時に20万円、6歳到達時に10万円、12歳到達時に20万円、3子が生まれますと12歳到達時までに50万円の支援金を支給されております。第4子の誕生では、出生時に1万円が加算と、こういう制度でございますけれども、これにつきましても財政状況等を勘案をさせていただきまして、新町発足までに調整をしてまいりたいと、ということで調整をさせていただいております。 次に、民生・児童委員についてでございます。 まず、民生・児童委員会の活動内容、あるいは定例事業内容につきましては、新町発足までに調整をするということで、新町になりましたからの委員会活動の内容でございますので、これにつきましては委員会の中で新町発足までに調整をしていただくということでございます。 次に、民生・児童委員数でございますけれども、現在神崎町は19人、大河内町は17名、合計36人の方が委員になってございます。委員の改選が平成16年12月1日に、今年の12月1日にございます。任期が3カ年となっておりますので、合併後においても平成19年11月30日まではそのまま変更がございませんので、そのまま新町に引き継ぐものといたします。それ以降につきましては、委員を国の配置基準によりまして、また地域の状況を勘案をし、調整をいたし

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ます。この民生委員数は、厚生労働大臣の定める基準に従いまして、都道府県の知事が市町村長の意見を聞いて定める。国の基準は70世帯から200世帯で1名というふうになっております。しかしながら、現状の配置が最良と思われますので、この人数での確保について県への働きかけを行ってまいりたいと、こういうことで調整をさせていただきたいと思います。 主任児童委員数でございますけれども、現行の委員数は両町とも2名ということで、合計4名でございます。このまま新町に引き継ぎまして、委員の任期が満了となります平成19年12月までに新たに調整をさせていただきます。主任児童委員は、民生・児童委員の数が39人以下で2名、40人以上で3名ということになっております。民生委員の人数が36名でございますので、この基準では39人以下ということで2名となるということでございますけれども、この辺につきましても状況等を勘案いたしまして、県の方に働きかけてまいりたいということで、その時点で調整をさせていただきたいと思います。 次に、在宅介護事業関係でございます。居宅介護支援事業所につきましては、両町には在宅介護支援センターに併設をいたしまして、それぞれ開設されております。この事業所につきましては、居宅において介護保険を受けられる指定居宅サービスなどの紹介や、いろいろなサービスの調整を行う事業所でございます。介護支援専門員、ケアマネジャーでございますが、これが常勤をし、介護支援計画などいわゆるケアプランの作成を行いまして、また介護に関する専門的な相談などを行っております。合併に際しましては、事務の効率化を図るために1事業所に統合をいたします。今2つありますのを、1事業所に統合いたします。これは給付費等の請求事務等につきましては1カ所で行いますけれども、相談等の内容につきましては従来の在宅介護支援センターの中で2カ所で実施をするということでございまして、事業所のみの統合でございます。 在宅介護支援センターでございますけれども、これは在宅で寝たきりや痴呆などのお年寄りとその家族の医療・保健・福祉の総合的な相談窓口でございまして、中学校区を標準としておりまして、現在の在宅介護支援センターは神崎町に小規模基幹型、大河内町に地域型がございまして、在宅介護支援センターは2カ所に設置をいたしまして、それぞれ基幹型1、地域型1を設置するということで調整をさせていただきます。 次に、6点目の高齢者福祉関係事業の取扱いでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	まず、その事業の１点目の長寿祝い金でございます。現在は神崎町では８８歳で１万円、１００歳の誕生日に３万円を贈呈をいたしております。大河内町では、満９９歳に達した方に１００万円を白寿祝い金として贈呈をしております。大河内町では、白寿祝い金支給事業の条例を昭和６２年に制定をいたしまして、以来１８年間で８名の方が祝福されていますが、事業が開始をされましてから１８年がたちまして、日本の平均寿命も男７８．３６歳、それから女が８５．３３歳と長寿化が進んでおりまして、また１００歳以上の長寿者も２万人を超えている現状から、かなり状況が変化をしておりますし、今回事業の見直しも行いまして、また財政事情等も勘案をさせていただきまして、長寿祝い金は新町発足までに調整をいたしたいということでございます。 次に、その２点目で、長寿祝い品でございますけれども、現在長寿祝い品事業といたしまして、神崎町では満８８歳の方に座布団を贈呈しております。大河内町では、８８歳の方に座布団を贈呈され、また８９歳以上の方に毛布を贈呈をされておりますが、調整の結果、長寿祝い品は神崎町の例により支給対象を満８８歳といたしまして、満８９歳以上の方に対する支給は行わないということで調整をさせていただきます。 この事業の３点目でございますけれども、金婚夫婦表彰式でございますけれども、これも大河内町で実施をされておきまして、神崎町では実施をしておりません。この大河内町が実施をしている金婚夫婦表彰式につきましては、結婚後５０年を迎える方を役場におきまして会食、記念写真を撮るなどお祝いをしているもので、夫婦が助け合い、永年地域発展のため寄与されたことを踏まえまして、大河内町の例によりまして、新町発足後も継続実施するということで調整をさせていただいております。 次に、４点目の敬老会事業でございますけれども、この事業につきましては、大河内町におきまして７５歳以上の方を対象に、１人当たり４，０００円の委託料を集落に支払いまして、各集落で敬老会事業を実施をしていますが、神崎町では平成１６年度から廃止をいたしております。１５年度までは実施をしております、神崎町では１５年度までは７０歳以上の方１人に当たりまして１，０００円の委託料を支出をしておりました。これを１５年までということで、１６年度からは廃止をいたしております。これにつきましては、現在ミニデイサービスが両町ほとんどの集落で実施をされておきまして、老人月間に

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	はこのミニデイサービスを充実して敬老会事業を実施をしていただいたらどうかというような意見も出まして、今回の事務調整では、敬老会事業につきましては廃止させていただくことといたしました。 ミニデイサービスにこの予防介護の事業でございますけれども、これにつきましても補助をしておりますし、介護保険事業など福祉サービスに係ります負担も増加をいたしておりますが、これらの負担を廃止することはできません。できるだけ今までの福祉サービスを継続していきたいわけでございますけれども、サービスがどんどん増えてまいりますと財源的にも厳しいものがございまして、サービスの選別もさせていただくことになります。ご理解を賜りたいというふうに思います。 次に、５点目の訪問介護事業所でございます。この事業所につきましては、介護保険事業といたしまして、要介護者等が自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排せつ、食事、介護、その他生活全般にわたる援助を行うもので、ヘルパー等の派遣事業でございます。この訪問介護事業の運営につきましては、神崎町は社会福祉協議会が直営で設置・運営を実施しております。大河内町につきましては、町の直営事業で設置・運営をしているという差異がございまして、調整に当たりましては社会福祉協議会との協議が必要となります。よって、新町発足後速やかに調整をしてまいりたいと思っております。 次に、大きな７点目でございますけれども、社会福祉事業基金でございます。この取扱いにつきましては、平成１５年度末の現在、資料にもありますように、神崎町では神崎町の福祉基金として３，６７０万円、大河内町には地域振興事業基金として１億４，８３１万５，０００円の基金がございまして、両町それぞれその額に大きな差がございます。目的等を考慮いたしまして、その取扱いにつきましては新町発足までに調整を行いたいというふうに思います。 以上、福祉関係事務事業につきまして調整方針の説明を申し上げましたが、この事業につきましては直接の住民福祉につながる大変重要な事業でございまして、分科会におきましても、また幹事会におきましても、大変時間をかけ議論をさせていただきました。特に、第２点目の母子・父子家庭の高校、大学入学時の祝い金制度、そして３点目の子育て支援の第３子の零歳、６歳、１２歳到達時の支援金制度、そして６点目の満９９歳の方への白寿祝い金につきまして、きっちりとした内容をここでお示しすることができておりませんけれども、今後

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	この事業におきまして、福祉効果あるいは財政事情等を勘案をしながら、新町発足までに調整をさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 説明が終わりました。審議の途中ですけれども、説明が終わった段階で休憩に入りたいと思います。質疑等につきましては、再開後にお受けいたしたいと思います。 再開は１４時５０分といたします。１０分間の休憩をとりたいと思います。 午後２時４０分 休憩 午後２時５０分 再開
小寺（議長）	それでは、時間が参りましたので、再開をいたしたいと思います。 ただいま説明がございました福祉関係事務事業（その２）高齢者福祉等の取扱いにつきまして、ご質問等をお受けをいたしたいと思います。 ご質問等がございましたらどうぞ。 足立委員、どうぞ。
足立委員	神崎町の足立ですけど、一つお願いなんですけれども、特に福祉関係なんかになりますと町民の方々は、私を含め感情高ぶるところあるので、神崎町になくて大河内町にあるやつを神崎町にないからこれ廃止しますとかというような説明だけはないように調整してもらいたいなあと思います。 以上です。
小寺（議長）	ただいまの要望でございますが、この要望につきましては当然のことだと思っておりますので、説明の段階等につきましては慎んでいただきたいと思います。 ほかにございませんか。 どうぞ。
難波（英） （副分科会長）	済みません、神崎町の難波でございますけれども、ちょっと資料の方にミスがございます。３ページをごらんいただきたいと思いますけれども、民生・児童委員、下ほどに委員の任期というところがございすけれども、ここに１６年１１月３１日、それぞれ書いておりますけれども、これ３０日、その下の主任児童委員につきましても同じでございます。訂正をしておわびを申し上げます。
小寺（議長）	立石委員、どうぞ。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石委員	大河内の立石です。 先ほど、足立委員から要望がございました。実は、この福祉関係については両町の住民の皆さんが合併について身近な問題で割に関心の高い項目ばかりだと思うんですね。ほいで、発足の時点で理念の中に入られておりますように、負担は低い方に合わせてサービスは高い方に調整していくという大きな一つの大前提がありますんで、私一つ一つについてこの調整方針に反対をする気持ちは毛頭ございません。しかし、そういう思いの中で今後の調整の中に十分生かしていただきたいのと、足立委員と同じ考え方ではありますが、改めて私からもひとつ要望としてお願いをしておきたいなと思います。 以上です。
小寺（議長）	議長、ちょっと言い遅れました。
立石委員	どうぞ、立石委員 もちろん説明するまでもなく、これは財政がついて回る話でございますから、その許される範囲内においてそういう精神を十分発揮していただいたら住民の皆さんに喜ばれるんじゃないかと、こういうことでございますので、あくまで財政がけつにぶら下がるとぞということを念のために申し添えておきます。 以上です。
立垣（幹事長）	今後、事務調整をする上で、今ご質問がございましたような精神に基づきまして、慎重に検討をしてみたいというふうに思います。 どうぞよろしくお願いいたします。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
岩本委員	岩本委員、どうぞ。
岩本委員	大河内の岩本です。 この3番の「子供を健やかに生み育てる支援金事業」、これについて大河内と神崎はゼロということで、現在少子化のあれで恐らくこれは新町発足までには調整するというふうに言われておりますけれども、調整そのもんが増えるということは到底考えられないと私は思うわけなんですね。 先日も、私のところへ子供が6年生になったということで、証明してくれということで来られました。やはり子供が少ないときによう3人も産んで頑張ってくれたなあというふうなことで、やっぱり奨励はするわけなんですね。これが、もうあれは調整することになったとるんだというようなことが今からちょっと、そこら辺もちょっと心配するわけなんですけど、調整ということは言葉の上ではいいと思うんです

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	けれども、恐らく増額されるということなら、そら喜ばしいことですが、けれども、恐らくは大河内町に対しては減額になる、やはり神崎町に対してはそれがプラスになるというふうな格好にもなるんじゃないかというふうに思うんですけど、そこら辺の点の考え方としてどのように考えておられるのかなということをお聞きしたいというふうに思うんです。 神崎町がこれまで考えてきておりました施策の方針について少し申し上げてみますと、例えば高齢者対策でございますけれども、私はいわゆる助成金で措置するよりも体制支援措置、そういった人的なケア体制を充実し、実際的にサービスを行うということが重要じゃないかなということで、給付とそういったようなサービスを比較しながらこれまで施策を進めてきたということもございまして、例えば今回敬老会は確かに三位一体の問題も含めてでありますけれども、廃止をさせていただきましてけれども、その分につきましては大河内さんもやっておりますけれども、ミニデイサービスをさらに強化するというような体制を作ることによってお許しをいただこうというふうに考えております。 また、子供の問題でございますけれども、これにつきましては私たちも例えば親が子育てについて非常に悩みを持つ期間多いんじゃないかということから、何とかそれらの児童相談を含めた児童館の建設を何とかしようということで施設整備を行うと同時に、それが施策を徹底して進めようという体制作りは行っておるわけであります。 ところで、この子育ての問題につきましては、最近の新聞に特によく掲載される状況でございます。いわゆる出生率が１．２９になったということもございまして、国の施策も多分このことにつきまして大きく変わってくるということがございます。幹事会では当然そういった国の制度とか、これからのいわゆる両町、新町としてやる施策等考えながら、トータルで住民サービスが減退しないような方策を多分考えてくれると、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。 ただ、高齢者の問題につきましては、現実的にその対象者がどんどん拡大しておるという高齢化社会を迎えておりますので、一定のパイの中からそれらを支援する、あるいはまた給付することにつきましては、限界が出てくるということもご理解をいただきたいと思いますし、この分につきましても今申し上げました給付とサービスという観点からやはり準備されることを考えていかなくてはならないんで

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 上野（副会長）	はないだろうか、このように私は思っております。 上野副会長、どうぞ。 特に、大河内にあって神崎にないということなんですが、先ほど立石委員長もおっしゃられたように、後ろに財政的なもんがついているということを念頭に置いてということをおっしゃられたんですが、私も事務局に対しては財政的な問題もあると思いますので、少なくとも精神の部分については何らかの形で残していただきたいと。なかなか今の制度をそのまま残すということについてはいろんな検討もあるかというふうに思うんですが、少なくとも精神の部分については残すようお願いをしたい、そういうふうにして事務局には要請をいたしております。 以上です。
小寺（議長） 立岩委員	ほかに。 立岩委員、どうぞ。 大河内の立岩です。
難波（英） （副分科会長）	高齢者福祉の部分なんですけれども、大河内町は大河内町役場の訪問介護事業所、神崎町は社会福祉協議会による直営となっておりますけれども、営業日が月曜日から土曜日となっていますね。それで、介護については祝日も日曜もないと思うんです。それで、今足立町長もおっしゃいましたけど、ケア体制を整えるということは、いつどんなときもケア体制が整ってたら、今ますます高齢化に進んでまいりますけれども、介護にしても老老介護が増えてくると思うんです。それで、日曜日の何か営業があれば老人もすごく安心に介護ができると思うんですが、それについてはいかがでしょう。 それで、ほかの町では深夜のヘルパーさんの派遣というのもある町もあると思うんです。それで、せめて日曜日もどなたかそういうふうな介護士の方がいらっしゃればいいと思うんですが、合併に向けてどうでしょうか。 それでは、立岩委員の質問にお答えをしたいと思いますけども、今出された内容につきましては大変重要な内容であると考えておりますし、将来は24時間ヘルパー派遣ということが基本になるかと、こういうふうに思いますので、これにつきましては、今訪問介護事業につきましては社会福祉協議会が設置、運営するということが望ましいというふうに我々考えておりますけれども、現在社会福祉協議会も合併協議会で協議中でございます。このことから、社協の方と十分に協議をしまして、そういうようなヘルパー派遣ができるような

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 松山委員	体制作りを進めるように調整をさせていただきたい、話し合いをさせていただきたいと思います。 以上です。 ほかにございませんか。 松山委員、どうぞ。 大河内町の松山です。 ヘルパー事業につきましては、先ほど言われたように社協との協議の上でまた充実した形に進めていきたいと思います。 私、質問していきたいのは敬老会のことなんですけれども、足立町長さんの方がミニデイサービスとか、ふれあいサロンの方の強化で対応をしていく方向にと言われたんですが、今実際大河内と神崎町のサロン事業の推進の仕方は違うかと思うんですね。大河内町の場合でしたら、一応ボランティアの方が中心になって実施しておられまして、その負担金につきましても町の補助金を受けながらもしておられるところもありますし、単独でもうボランティアと利用者の方の負担金とで実施しておられる場合もあります。ですから、サロン事業の方で充実してってということになりますと、敬老会というものの実施の仕方がボランティアの方の方の大きな負担というか、負担となってしまうんですけど、考え方がまちまちになっていく可能性もありますので、今まで区長さんとかが中心になって敬老会ということを考えていただいていたと思いますので、そういったことにつきましても移行されるんであるとするならば十分協議していただきまして、各地域でどういう仕方をするかというのを協議していった上で廃止になるのか、幾らかの助成をしながらの実施という形になるのか、検討していただきたいと思います。
難波（英） （副分科会長）	今、委員の方からの要望でございましたけれども、今参考にミニデイサービスの中でいろいろと工夫をしていただいて、たくさんお金をかけてやることも敬老会事業ではあると思うんですけれども、その辺につきましましてはいろんな工夫によって充実したそういうお祝いができるんじゃないかなというふうに考えております。 何回も申し上げるようでございますけれども、非常にたくさんなサービスが増えてきますと、どうしても選別をさせていただくということで、これは財源的な問題もあるんですけれども、例えばこの敬老会事業につきましては、大河内町での実施につきましては今一般財源の方から３５０万円出ておりますけれども、これが両町で実施しますと７５０万円ぐらいかかるんです。この福祉サービスにつきましても、

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 松山委員	我々国庫補助事業とか、国や県が推し進めている住民福祉のサービスにつきましては、できるだけその補助事業を生かして実施をしていかなければならないと思っておりますけれども、これが補助事業がないということでございますので、やっぱりその辺の部分を理解していただいて、お金ではなしにそういうミニデイとか、そういう事業の中で祝福をしてあげるといようなことを地域の人々で考えていただくようなことをお願いしたいなということで、この敬老会事業につきましては申しわけないんですけど、廃止ということにしております。今後、補助金を再度考えてほしいということなんですけども、そういうことで調整をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。 以上です。 松山委員、どうぞ。 済みません、ちょっと引き続きます。 そしたら、敬老会に対する補助金はないと。廃止という形をとられるのであれば、ミニデイとかサロンとかという言葉とはまた切り離れた形で、敬老会は敬老会事業っていう形で、各部落なりで運営方法を考えながらやっていくっていうふうな方に持っていった方が、ミニデイとかサロンを利用されてる方っていうの、まだ限られた部分がありますので、そこらのところを対象者とか、実施主体とか、そこらのところはただただミニデイの方に移行するという形ではなくって、協議していただいた上で各自治体の方で実施という方向に向けていただいた方がいいんじゃないかと思ったりするんですけど。
難波（英） （副分科会長）	今申しましたように、例えばの話、ミニデイという話を出したわけなんですけれども、これにつきましても補助を出しておりますし、できるだけ地域でお祝いをするという方向でできれば考えていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
小寺（議長）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ご質問等がないようですので、質問については打ち切らせていただきます。 ここで採決に入りたいと思います。 協議第２６号福祉関係事務事業（その２）高齢者福祉等の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 生田委員	3項目めでございます。2項目めの対象税目につきましては、両町とも全く一緒でございます。 それから、3点目の報償金の交付率でございます。これは比較表の4番、報償金の額でございます。ここにつきましても差があるということでございます。 それから、4点目の納税組合の加入率及び組合数でございます。比較表の5番目のところでございます。121組1,985世帯とか、大河内町では32組の336世帯ということで、加入の状況も違っておるというところございまして、また納税組合を組織しておりますことによりまして、個々の税額が他人に知れたりすることとなりまして、時代の趨勢の中でプライバシー等の問題も含めた検討協議が必要であるということが課題、問題点でございました。 2番目の調整方針でございます。 1点目の前納報奨金につきましては不平等との考え方とか、兵庫県下の状況を加味いたしまして、合併を機に廃止するという方向でございます。 2点目、3点目の土地台帳の関係、税の証明の関係、これにつきましては現行のまま新町に引き継ぐということでございます。 また、4点目の納税組合に係る事務の取り扱いにつきましては、先ほども申し上げましたような関係の大きな違いがあるために、納税組合を存続させた場合、また廃止も含めまして十分に時間をかけて慎重に検討し、新町発足後において調整するという調整方針に至っております。 以上、簡単ですけども、説明を終わらせていただきます。 ただいま説明が終わりました。 ここで質疑を受けたいと思います。 ご質問がある方はどうぞ。 生田委員、どうぞ。 大河内の生田です。 4番目の納税組合は、そら存続させるんか、廃止するんかわかりませんけども、もしも廃止するとなれば税金を集めるに、経費がややもすれば変わってくるんじゃないかと思うんですけども、その体制というのは、今まで支払ってる報償金を含めて検討されると思うんですけども、それについて何も決まったわけやないんですけども、そんなことをお考えになってますか。多分、収納するのに経費と時間がかかるように思うんですけども、その方のことは考えておられますか。もし

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
藤原（副分科会長）	も廃止とした場合です。 大河内の税務の藤原でございます。副分科会長ということで、私の方からちょっと若干過去の経験も踏まえてお答えをしたいと思います。 大河内の場合は、特に組数は１００組からあると思います、全町で。現在に至っては３２組ということで、相当の数の納税組合が今まで既に解散をされてきたという経緯を踏まれて、ちょっと若干その点についてお答えをしたいと思いますというぐあいに思いますが、この解散をされる段階で、私どもの町はその受け皿としましては口座振替というものを強力に推進をしていただいて、それを最後の納税組合としての仕事という形でご協力をいただいております、そのおかげで口座振替の件数は飛躍的に今現在増えておるところでございます、費用としましては口座振替にかかることの金融機関における取扱手数料という部分でございます。 実は、この部分につきまして、過去は金融機関がこれほど逼迫していない段階ではサービスの一環として取扱費用はいただかないというような状況がございましたが、昨今の状況でそれが金融機関では１件１０円とか、あるいは５円とか、いろんなバラエティーに富んだ手数料をいただいておりますけれど、納税組合に係る部分、これを報償金という部分だけでとらえますと、資料の２ページ目の一番最後の方にもありますように、報償金額だけでも大河内町で約１００万円程度、神崎町は大方４００万円弱ですか、ぐらいいってるという、こういう状況でございますので、先ほど申し上げた口座振替という部分での受け皿ということになりますと、若干比較にならない形の経費になるかなと、こういうぐあいに思います。 以上です。
生田委員	いや、私が聞きたいのはうまくいってる部分のことを聞くんじゃないし、うまくいかなかった場合に税務課が苦勞されるということを考えておられますかということ聞いてるんです。抽象的な言い方なんです、要するに未収が増えへんかなと思うて聞きよんですけれども。
藤原（副分科会長）	それも過去の経緯からいきますけれども、納税組合というものが解散をされた後に、私どもも一番懸念をいたしますのは徴収率の低下ということ、滞納の増加ということでございますけれど、現在のところは著しいそういう低下というものは見られないというところでございます。
生田委員	わかりました。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	ほかにございませんか。
上垣委員	上垣委員、どうぞ。
上垣委員	大河内の上垣です。不勉強で申しわけないんですけども、納税組合
藤原（副分科会長）	そのものの簡単な説明をお願いしたいんですが。
藤原（副分科会長）	もともとの法律の根拠は、納税貯蓄組合法というのがあるんですが、両町ともにこの法の適用については受けてないという任意の組合
藤原（副分科会長）	ということになりますけれども、準拠は今、しております。
藤原（副分科会長）	神崎町になりましては、要はほぼ旧の隣保単位で、大体１０軒とか
藤原（副分科会長）	２０軒単位だろうと思いますけれども、中で組織がされております。それ
藤原（副分科会長）	を一組合という形でなっております。大河内も同じでございます。
藤原（副分科会長）	その中で、町からその年度の税額をご通知を組合に対して申し上げ
藤原（副分科会長）	て、隣保の中では納税組合長になるのか、あるいは隣保長がそれを代
藤原（副分科会長）	行されるか、ちょっとそれぞれの組合の事情が違いますけれども、そ
藤原（副分科会長）	の代表者の方が納付書を送付されるというか、手渡しをされたりして
藤原（副分科会長）	集金もいただくと。それを固めて、今のところ両町ともに農協という
藤原（副分科会長）	ところの口座あるいは切符そのものをその金融機関にお持ち込みいた
藤原（副分科会長）	だいて、町の方へ納付をいただいていると。大河内町についてはそれ
藤原（副分科会長）	を年度のすべての税、固定資産税から軽自動車税、町県民税、国民健
藤原（副分科会長）	康保険税を足しまして、それをその通知をしますのが７月になります
藤原（副分科会長）	ので、それを翌年の３月までに納付をいただくということで、その間
藤原（副分科会長）	８カ月で割りまして、月平均化をしてそれを毎月納付をいただく。そ
藤原（副分科会長）	の集金に当たっては、納税組合の方でお世話をいただく。こういうシ
藤原（副分科会長）	ステムをとっておりますし、神崎町においてもそういう部分はありま
藤原（副分科会長）	しょうし、それから納付書そのものを手渡しをされて、その金額に見
藤原（副分科会長）	かうものを集金いただく。それを農協のところへお持ち込みをいただ
藤原（副分科会長）	いて、町の方へ納付をいただく。いろんな形態をとっていただいてお
藤原（副分科会長）	ります。
上垣委員	以上です。
上垣委員	了解しました。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
小寺（議長）	副議長、どうぞ。
多田（副議長）	神崎町が多田です。
多田（副議長）	１番の前納報奨金の関係なんですけど、合併を機に廃止するという
多田（副議長）	ことになっとなんですけども、前納報奨金につきましては地方税法で町
多田（副議長）	民税あるいは固定資産税については納期前納付という形で条例で定め
多田（副議長）	る金額を報奨金として交付することができるというふうに法律でうた

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
井上（分科会長）	われております。 そういった中で、町民税につきましては特別徴収との兼ね合いで廃止も、これは了とする、特別徴収の関係で不均衡が生じておりますので、これは廃止を了とするところでございますが、固定資産税につきましては資料１にありますように、例えば神崎町ですと納税義務者２，０３９軒、固定資産税につきまして。納税義務者が約３，５００人と聞いております。大体、前納制度を利用しておられる方は６０％程度あるようでございまして、今前納によって神崎町大体４億円ほどの固定資産税ですから、各期１億円程度といいますと１期は別といたしましても２期、３期、４期を１期に合わせて納めていただくことによって約１億六、七千万円の税金が早く入ってくるというようなことで、収入役の手元に置ける歳計現金の運用につきましても楽な部分があるんじゃないかと思えますし、前納を利用されることによって２期以降の令書の作成あるいは郵送料及び令書作成等に係る人件費等々をトータルしますと、かえって前納制度を存続しておく方がコストダウンにつながるんじゃないかなというふうな思いもするわけですが、そういった中で６０％の納税者がこの制度を利用しているのになぜ廃止されるのかということ。交付率を統一して前納報奨金を残すことは考えられないんでしょうか、その点お聞きしたいと思います。 以上です。 今の考え方でございます。全体的な考え方になるかと思うんですけども、お答えをさせていただきたいと思います。 まず、前納報奨金でございますが、個人の町県民税と固定資産税につきまして、先ほども触れましたけども、納期前納付をした場合に町の条例に定めるところによりまして、納税者に交付する報奨金制度ということでございます。 この制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済事情の中で税収の早期確保、また納税意識の向上、納期前納付の税額に対する金利面等、昭和２５年に全国的に創設されたということでございます。私ども両町の分科会では問題点、課題につきまして検討し、調整した経緯でございますが、まず町県民税では今お話のございましたように普通徴収、事業所得者のみでございまして、納税義務者の大半を占めまず給与所得者、特別徴収には適用されないと。 それからまた、固定資産税では高額納税者や資金の保有者には多額に交付されまして、担税能力の高い納税者に有利であるといった状況もございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 奥野委員 小寺（議長）	また、他の税目の町県民税、固定資産税以外の税目の納税者にはこういった制度がございません。そんなこともございまして、不公平感が指摘をされているところでございます。 それからまた、２点目にはこの制度は郡内では今現在では全町にございます。県下では市や但馬地方にはございません。ちなみに平成１５年度の県下の状況でございますが、町では６６町県下ある中で４６町が現在制度がございます、約７０％。県全体といたしましては、８８市町の中で５０市町ということでございまして、約５７％といった現在の状況でございます。この状況も全国的にはあるかと思うんですけども、この合併の進展によりまして、この制度も廃止の方向でいろいろと検討されているようでございます。 それからまた、制度導入後の、昭和２５年でございますけれども、以降の社会経済情勢の変化に伴いまして、税を取り巻く環境も大きく変化してきたということもございます。このように、徴収方法、納期前納付や税目が限定される前納報奨金制度は、公平な税制を図っていく上で矛盾が生じておるという現在の状況でございます。 以上の状況から、徴収率の関係、プラス要因はないと思いますけれども、激減ともならないのではないかとということと、それからまた資金繰りの関係で懸念材料等ございますけれども、財源確保も困難な厳しい財政状況の中や昨今金利状況、一時借入金の状況を見ましても行政改革の取り組みとして、また税負担の公平化を図る観点から、調整方針としては合併を機に廃止することとしたものでございます。 以上でございます。 ほかにございませんか。 奥野委員、どうぞ。 神崎町の奥野でございます。 もう既に質問が出ておりますので、私はこの前納報奨金制度、それから納税組合の制度、これは確かにいろいろと今までの役割が終わった面もあると思うんですけども、今国保税等の非常に大きな滞納が増えておりますので、両町の町民の皆さん非常に町を愛して積極的に納税に努めておられるということを聞いておりますけれども、今この原案は賛成はしても、十分にひとつ検討をしていただいて、あともう少し最終的には町民にもまた納得のいくように、またそういったことで積極的に納められるように、そういった面を考慮をしていただいてお願いをしないと、こういうように思います。 答えはよろしいですね。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
奥野委員 小寺（議長） 小寺（議長） 小寺（議長） 友政（分科会長）	はい。 ほかにございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 大体質問が出尽くしたようですので、質疑を打ち切ります。 ここで採決に入りたいと思います。 協議第２７号税務関係事務事業の取扱いについて、賛成の方は挙手を願います。 〔賛成者挙手〕 挙手全員であります。よって、協議第２７号税務関係事務事業の取扱いにつきましては、原案どおりとすることに決しました。 次に、協議第２８号上・下水道事業関係事務事業（その２）下水道関係の取扱いにつきまして、担当の部会長から説明をお願いいたします。 大河内町の上下水道課長の友政でございます。 下水道事業の課題、問題点及び調整方針を申し上げます。１ページをお願いしたいと思います。 まず、合併処理浄化槽の設置整備事業でございます。合併処理浄化槽につきましては、神崎町は４０１基、大河内町は１５８基の設置済みでございます。 設置整備事業補助金は、両町で差異が見られます。合併処理浄化槽は設置がほとんど完了しておりまして、国庫補助金も廃止される方向で検討されている中で、今後の設置基数も多くないと見込まれることから、新町発足までに統一する方向で調整をしております。 なお、考え方といたしましては、集合処理区の個人負担とほぼ同額の負担となるよう、大河内町の例による調整を考えております。 続きまして、合併処理浄化槽の管理体制につきましては、大きな差異がございます。神崎町は個人管理といたしまして、法定検査費用を管理組合を通じて補助をしております。大河内町は町管理とし、集合処理区と同様の扱いをしております。合併処理浄化槽につきましては、年４回の保安点検、年１回の清掃及び年１回の１１条検査の履行が法で定められております。 維持管理費につきましては、保安点検、清掃の通常委託料、それから１１条検査の委託料、合併槽の電気代、それから殺虫プレート等の設置費用、それからブローワー修理等の機器修繕費用及び管理組合の諸費用等を要するものでございます。大河内町ではこの維持管理費を町で負担し、集合処理区使用料と同額を合併処理管理委託料として徴収

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	をしております。 調整方針につきましては、合併処理浄化槽は集合処理を行うには地理的、経済的に適していない地域に整備をしたものでございまして、当然集合処理使用者と同一の扱いとすべきだという観点に立脚し、大河内町の例により調整するものとしております。ただし、神崎町分を町管理といたしますと、負担が新たに発生いたしますために、5年以内に調整するものというふうにしております。 農業集落排水事業、公共下水道事業及びコミュニティプラント事業は両町とも整備は完了しておりまして、管理運営についても差異はございませんので、現行のまま新町に引き継ぐものとしたしております。 受益者負担につきましては、両町とも整備は完了しておりまして、原則として調整は必要としないというふうに考えておりますが、今後国、県の補助事業で新規の管路工事を施行した場合、個人から負担金を徴収する必要も生じることから、新町発足後速やかに神崎町生活排水処理施設整備事業分担金徴収条例により調整するものとしております。 また、加入分担金につきましても大河内町の例により調整するものとしたしております。 使用料金につきましては、基本料金は1戸一月3,000円、人数割料金は1人300円で同一でございますけども、消費税の扱いが神崎町が内税で人数割料金が310円、大河内町が外税で10円未満四捨五入というふうに差異がございます。 調整方針といたしましては、新町発足までに新たに調整するものというふうにいたしておりまして、料金は内税といたしまして基本料金が3,150円、人数割料金は315円というふうにするものでございます。 また、賦課徴収事務につきましては神崎町は個人賦課とし、毎月個人納付で町が行っておりますが、大河内町は管理組合に一括賦課いたしまして、3カ月ごとに管理組合より一括納付というふうにしております。 管理組合につきましては、神崎町は平成13年4月に解散いたしております。大河内町につきましては、料金徴収及び処理場構外の草引き等を委託しておりまして、徴収手数料を支払っておるというふうな状況でございます。 このように、賦課徴収事務につきましては両町の差異がございます

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	ので、現行のまま新町へ引き継ぐというふうにしております。 なお、一般家庭以外の工場、店舗等の人数算定の算出方法に若干の差異がございますが、両町とも建物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準というものに基づいて人数を算出しております、これも新町発足までに調整いたすものというふうにしております。 会計方式につきましては、神崎町は合併処理浄化槽を除きましたものはすべて企業会計方式であります。大河内につきましては、農集排、公共下水道につきましては特別会計、それからコミプラ、合併処理浄化槽は一般会計というふうにして処理しております、合併後につきまして速やかに合併処理浄化槽も含めまして企業会計方式に統一したいというふうに考えております。 以上でございます。 説明が終わりました。 ここで質疑を受けたいと思います。 質問のある方はどうぞ。 はい、副議長どうぞ。
多田（副議長）	神崎町の多田です。 3点目の加入分担金の件、新町発足までに大河内町の例により調整するということは、35万円にするということですね。でもこれは、財政的整合を当然考えていかななくてはならないと思うんですけど、一方で、定住人口の増加を図るための活動等を実施していく中で、そういった点に影響が出ないのか、若干矛盾があるように思うんですけど、その点いかがでしょうか。 もう一点、4点目の使用料金の徴収なんですけども、大河内町は管理組合に一括賦課して3カ月ごとに管理組合が納付するということなんですけども、そういった管理組合ではやはり1カ月ごとに集められと思うんですね。それで、口座に入るまではやはり公金とはみなされないというふうな感じがするんですけど、その点いかがです。 ということは、3カ月これは管理組合が保管するということになるのかなというんでもない。いかがでしょうか。
小寺（議長）	どうぞ。
桐月（副分科会長）	神崎町の上下水道課の桐月でございます。私の方から加入分担金につきまして、ご回答をさせていただきます。 加入分担金につきましては、神崎町は31万5,000円ということになっております。参考までに、神崎町の平成15年度下水道事業決算でちょっと計算をしてみたんですが、この決算では有形固定資産

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
友政（分科会長）	合計が９７億８，０００万円余り、それから国、県の補助金、それから工事負担金、受動財産評価額というのがあるんですけども、これ引きました金額が６１億２，０００万円余りでございます。これを加入戸数２，３１７戸で割りますと、１戸当たり２６４万１，５８１円ということになります。加入分担金３１万５，０００円との割合につきまして、わずか１２％弱という大変低い状況になっております。こういうようなことから財政的なことも考慮いたしまして、大河内町さんの３５万円の例によるということにさせていただきました。定住人口の増加とかということもありますけれども、やはりこういうような計算をいたしますと大分少ないというような状況でございますので、３５万円ということに調整をさせていただきますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。 ２点目の１カ月徴収について申し上げます。 確かにおっしゃるように、まず管理組合でございますけれども、大河内につきましては１２組の管理組合がございます。そのうち、合併処理槽のみの管理組合が５管理組合でございます。 もとへ戻りまして、実態といたしましては毎月徴収の管理組合もでございます。それから、３カ月に１遍ずつ口座振替をする、そういう管理組合もでございます。３カ月分につきましては、当然１カ月ごとに集められますと、その管理組合が３カ月分持っておられます。 以上でございます。
多田（副議長）	私の質問は、管理組合が３カ月利用料を保管しているということがちょっと問題あるんじゃないかなと。
友政（分科会長）	済みません。直接の答えにはならないと思うんですけども、以前は各管理組合ごとに、例えば維持修繕が生じますと管理組合が要は半額を負担して修理をしようとしたんです。ですから、それで３カ月というか、そういう話になったと思うんです。ですから、直接のお答えにはならないと思いますけども、以上でございます。
桐月（副分科会長）	あと、調整をするというのはそこも含めて、公金運営の扱いも含めて調整をさせていただきます。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
奥野委員	奥野委員、どうぞ。
奥野委員	神崎町の奥野です。
	私の関係しとるとこは、合併浄化槽管理組合で約７０戸をやっとるんですが、今度こういう格好になりますと公営企業の中へ入っていきまして、管理組合はどういうふうになるんでしょうか、お尋ねしま

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
桐月（副分科会長）	す。 管理組合につきましては、後の維持管理は町がするといったしましても、いろんな実際に放流というのは個人が放流されるということでございますので、その監視でしょうかね、それらの指導も含めて存続をしていただければなと思っております。そこまで具体的には考えておりませんが、じゃあ即廃止かということになりますと、そうではなしにいろんな指導も、今後の指導も含めまして存続していただきたいなと思っております。
小寺（議長）	会長、どうぞ。
足立（会長）	今回の提案では、合併浄化槽を含めまして公営企業会計になります。我が町におきましても当初は法定組合でございますか、任意組合とあわせまして下水道組合を作って料金徴収等をお願いをしておった経緯から、現在直営方式ということになっておるわけではありますが、大河内町も現状はそのような状況にもあるようでございます。しかしながら、これ公営企業会計になりますとすべての財産につきまして、その価格等を掌握して台帳整理をきちっとやるということからかんがみまして、料金体制あるいはまたその収納の経緯、あるいはまた合併浄化槽の保守の問題、この辺につきましては機構も含めて検討する必要があるんじゃないかなと、このように思います。したがって、先ほど桐月課長がお答え申し上げておりましたけれども、この４項目めですか、このことに含めまして十分検討するようにしていきたいと、このように思います。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	松原委員、どうぞ。
松原委員	神崎町の松原です。 合併槽を入れれるところは問題ないんですけども、私の方のようにパイプで集合排水をやっておるところでは、場所が非常に離れたようなところで、合併槽へ入れたいという方がちょいちょい出てきとるわけなんですけども、その辺につきまして、町の方がはっきりじゃあそれは集合排水しとんだから、どうせのことならそこへパイプをつないでそういう格好にせえということをおっしゃっておるんですけども、合併槽も認められている中で、できれば町の方で合併槽も認めるということをおっしゃっていただくかどうか、その辺のちょっと、そういうふうにはできないかどうかお聞きしたいんですけど。
桐月（副分科会長）	確かにそのような地域的なものがあって、非常に本管まで延長が長くて技術的に無理だというようなところも確かにございます。けれど

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 堀口委員	も、今の私どもの考え方は、これからまだその辺のところも調整をしていかなきゃならないと思うんですけども、今の考え方ではやはり集合処理区エリアについては集合処理をお願いしたいと。ほんで、合併処理をされる場合についてはもう神崎町の場合は補助金を出しませんよというスタンスで今当たっておるんですが、これは両町、また新町になりますとその辺のところも含めて皆さんの納得がいく、そしてまた行政的に合理性に富んだ対応を考えていきたいというように思います。 堀口委員、どうぞ。 神崎町の堀口です。 国、県の補助事業はもう一応済んでるわけなんですけども、新たに住宅を建てられる方の場合に本管が近くにあればいいんですけども、本管が近くにない場合に最終のマンホールから、下水のマンホールから20メートル離れるとか、また50メートル離れてるとかという場合に本管を延長しなければならないと思うんですけども、その場合にこの延長する本管については個人負担になるものなのか、行政の方でしていただけるものなのか、今ここに上がっております35万円の負担金というのは一応本管が近くにある場合に、そこに入れさせてもらうという場合の加入金だと思うんですけども、その見解は今後どういうふうに考えておられますか。
桐月（副分科会長）	今後、その調整をしていきますけれども、基本的には今の考え方では新しく工事の負担金をいただくというのは国、県の補助事業がある事業をやったときに5%の負担を取ると。それは、神崎町の例によるということになっております。神崎町の場合は、新たに個人が引かれて、その補助がない場合には全額自己負担となっております。余りにも莫大な金額になりますとできないというようなこともございまして、それは一定の規定がございまして、負担金が減っていくような負担の方法がございます。大河内町さんは2分の1の補助というようなこともございますので、その辺のところは大河内町の例によるということになってございますけれども、全額自己負担ということにはならないと考えております。
小寺（議長） 堀口委員	堀口委員、どうぞ。 今のお答えでわかるんですけども、本管の延長となりましたら相当の金額になると思います。ですから、その金額の大きいものを個人負担なり、また大河内の場合半額負担という形をとっておられる、それに準ずるような方策をとられるとなった場合に、例えばその延長する

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
桐月（副分科会長）	のに３００万円かかったと。ほな、半分１５０万円個人負担しなさいと。そしたら、これ１５０万円に対してまた負担された方の途中に新たにまたおうちを建てられて、そこ一緒に入れさせてほしいと言われた場合、その方は３５万円で済むと。そしたら、最初にした者が負担は大きくなると。そういうような場合、その事務処理というのをどういうふうにされるかということをお聞きしたいと思います。
堀口委員 小寺（議長） 足立委員	とりあえず大河内の扱いを申し上げます。 今おっしゃいましたように、大河内につきましては加入分担金３５万円と、それから本管から公共升までの工事費の半額を負担していただいております。余りに距離が遠方で、物すごい負担になる場合は合併処理浄化槽での整備をお願いすることがございます。 それから、最後におっしゃいましたように、先に引っ張って、それから次に横へ建てたらもうそれは工事費少なくて済みますわね。ですから、もしそういう事例が発生いたしましたら当然既得権者と新しく加入される方とよく話し合っていていただきまして、十分納得していただいて接続をしておるといふような状況でございます。
堀口委員 小寺（議長） 足立委員	わかりました。 ほかにございませんか。 足立委員、どうぞ。 堀口さんの話の続きになると思うんですけども、集合排水で補助があるんですね。合併槽の場合はどうなるんですか。合併槽は神崎町、先ほど課長が言われたのは、なし言われたんですか。
桐月（副分科会長）	今の現行を申し上げたんです。集合処理区エリアについては、神崎町は合併浄化槽の補助はございませんということを申し上げました。今の堀口さんの話にもございまして、もう全然離れたところで非常に大きな金額、本管工事の接続工事が多額になるというようなケースも生じてくるということもございしますので、今後その辺のところは両町差異がございますんで、調整を図ってまいりたいと思います。
小寺（議長） 足立（会長）	今、そこまではっきりした回答ができませんので。 会長、どうぞ。 この関係、非常に複雑でございまして、地域との一体性という面から考えたり、あるいはまた町として人口増対策等の場合とか、施策に伴い住宅対策するといったようなこととか、先ほど言いましたように地域との一体性というのは、逆に現在合併浄化槽を個々に作られますと周辺地域に非常に困る状況が発生するとか、そういったことで区長さん自体がそのことに大変危惧されるといったような面もあるわけで

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	すね、行政上起きてくるんです。そういったことをどう調整するかということが、非常に困難でございます。ですから、今の答弁というのはなかなか難しい答弁になったんでありますが、こういったいろいろなケースを今提案させていただいておりますので、原則的には現在の大河内町の方式に統一するわけでありましたが、もう少し検討する必要があるのかなと、このように思います。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	大体質問が出尽くしたようですので、こちらで採決に移らせていただきたいと思います。 協議第２８号上・下水道事業関係事務事業（その２）下水道関係の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手多数でございます。よって、協議第２８号上・下水道事業関係事務事業（その２）下水道の取扱いにつきましては、原案どおりとすることに決しました。 ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は１６時１０分といたします。 午後４時０１分 休憩 午後４時１４分 再開
小寺（議長）	それでは、再開をいたします。 引き続きまして、協議第２９号慣行の取扱い（その２）式典、名誉町民、表彰についてでございます。 担当の分科会会長から説明をお願いいたします。 佐谷分科会会長、お願いします。
佐谷（分科会長）	分科会担当しております神崎町総務課の佐谷でございます。 議題となりました慣行の取扱いということで、３項目で整理しております。 １ページでは、調整方針とそれから現況を以下書いておるわけでございますけれども、この３つの項目につきましては、２町ほぼ同様の扱いという感じでとらえております。 まず１ページの調整方針１ということで、慣行的な式典につきましては合併までに調整するというのをうたっておりますけれども、その下の現況比較表を見ていただきますと、神崎町におきましては５年毎、大河内町におきましては１０年毎ということで、町制施行の記念式典ということで、この項ではとらえさせていただいております。今

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	回の合併までの調整ということにつきましては、町制発足の式典というとならえ方ができようかと思うんですが、これを合併までに調整するという事でございます。 なお、５年あるいは１０年という、こういった式典の開催につきましては、今まで両町におきましてその都度というんですか、要領を定めまして挙行されているという状況でございますので、合併までの調整につきましては町制施行の式典ということでとらえているわけでございます。 それから、２点目の名誉町民の関係でございますけれども、これも２ページの現況で見ていただきますと、ほぼ同じ規定でございます。調整方針で上げておりますように、新町発足後速やかに調整することによりまして、大河内町で規定しております条例、この内容に沿いまして調整していくというものでございます。対象者あるいは選定、公表等につきましては、全く同様の規定となっておりますけれども、待遇の面で少し内容の記述が変わっておるわけでございますけれども、大河内町の例によりましてその待遇の中で公葬、これも公の葬儀でございますけれども、これにつきましても神崎町で規定しております議会の同意を得て公葬を行うことができるということも加味して調整していくというものでございます。 それから、３ページにおきましては、表彰制度でございます。 この３ページの現況を見ていただきますと、対象者の欄でございますが、表彰をいたす場合の功績とかのとならえ方はほぼ同じでございますけれども、ただ表現の方法といたしまして、神崎町の規定におきましては業績内容の諸分野から見ました規定としておりまして、大河内町におきましては人あるいは役職者、そういった方面からの規定方法としてとらえているということの違いがあるわけでございますけれども、内容等につきましてはほぼ同様のとならえ方というふうに考えておりまして、これの調整につきましては、新町発足後調整することによりまして、 それから、ちょっと抜けましたけれども、１ページの調整方針の中で、名誉町民制度のところでございますけれども、過去に神崎町、大河内町とも１名ずつ該当者があるわけでございますけれども、これにつきましては新町発足いたしましても新町に引き継ぐということで経過措置を設けるというふうにしております。 以上でございます。 説明が終わりました。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	質疑のある方はお受けをいたしたいと思います。 ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	質疑、特にないようでございますので、ここで採決をいたしたいと思います。 協議第２９号慣行の取扱い（その２）式典、名誉町民、表彰につきまして、賛成の方は挙手願います。
小寺（議長）	〔賛成者挙手〕 挙手全員であります。したがって、協議第２９号慣行の取扱い（その２）式典、名誉町民、表彰につきましては、原案のとおりとすることに決しました。
小林（分科会長）	次に、協議第３０号住民関係事務事業（その１）公営住宅事務事業の取扱いについて、担当の分科会長から説明をお願いいたします。 分科会長、お願いします。 大河内町住民課の小林でございます。どうぞよろしくお願いします。 公営住宅の事務事業の取扱いについてでございます。資料の方に基づきまして説明させていただきます。 まず、両町において公営住宅法に基づいて設置しております住宅が、神崎町では柏尾に１０戸、大河内町では比延に１６戸を設置しております。 それから、両町において入居者選考委員の構成に若干差異がございます。 それから、入居資格についても、神崎町では町内住所または町内勤務を条件といたしておりますが、大河内町には住居等の資格要件がなく、調整の必要がございます。 また、神崎町には特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅として、福本団地に８戸設置しております。 また、その入居者選考に当たっては、町営住宅の入居者選考委員と同様の委員構成としてありまして、大河内町にはこの住宅がございませんので、差異があるということで、調整の必要があるということで協議をまいりました。 調整の方針ですけれども、町営住宅の入居者選考委員会及び入居資格につきまして、両町で協議したわけですが、神崎町につきましては、入居者選考委員につきましては助役以下五、六人の課長級の方で、委員構成６人ですね、６人でもって構成しております入居者選考委員会

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	がでございます。大河内町につきましては、大河内町の産業建設常任委員会の委員をもって充てるということでございまして、議会議員の方による委員会構成になってございまして、これにつきましては調整する必要があるということで、委員会につきましては新町発足までに調整する必要があるということです。 それから、入居資格につきましても、先ほど言いましたように、神崎町においては町内住所または町内勤務を条件としておりますが、これにつきましては定住人口の促進を図るという意味から考えますと、規定については明記をしない方向で調整する必要があるというふうにしております。 それから、２つ目の特定公共賃貸住宅の入居者選考委員会及び入居者資格につきましては、神崎町さんの方にしか例がないものですから、新町発足までに神崎町の例により調整するというふうにしております。 以上です。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。 説明が終わりました。 ここで質問を受けたいと思います。 会長、どうぞ。
足立（会長）	会長でございます。ちょっと決裁しとって変な話でございます、お許しいただきたいと思います。 １番の調整の問題ですけど、議会議員がこの資格審査に入ることは適当でないと思いますんで、その辺よろしくお願いします。
小寺（議長）	分科会長、どうぞ。
小林（分科会長）	分科会の中でもそういう話し合いがされてまして、調整の方針としてはそういう議会議員での委員会構成にはしないというような調整の方針を出しております。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	特にご意見がないようでございますので、採決に入らせていただきます。 協議第３０号住民関係事務事業（その１）公営住宅事務事業の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第３０号住民関係事務事業（その１）公営住宅事務事業の取扱いにつきましては、原案どおりとする

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
宮本（分科会長）	ことに決しました。 次に、協議第31号福祉関係事務事業（その3）乳幼児医療の取扱いにつきまして、担当の分科会長から説明をお願いいたします。 宮本分科会会長、お願いします。 神崎町の住民生活課の宮本でございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。 それでは、福祉関係事務事業（その3）の乳幼児医療の取扱いについて説明申し上げたいと思います。 今回の乳幼児医療は、兵庫県の福祉事業に準じ、町の条例により実施しております。この乳幼児医療の助成につきましては、零歳児から6歳児までの乳幼児が医療にかかった場合に医療費の一部を助成することになっております。そこで、今回の乳幼児医療の助成の課題、それから問題でございますけれども、乳幼児医療の助成につきましては、神崎町では兵庫県の制度に準じ、外来での医療費の1割を被保険者負担としておりますが、大河内町では少子化対策に対します町単独の行政施策として、被保険者負担はなしとされておりますことから、差異が見られるために調整する必要が出てきております。 そこで、課題、問題点に対します調整方針は、乳幼児医療の助成につきましては、少子化問題に対します重要施策であるため、新町発足までに大河内町の例により調整することになりました。 それと、事務事業現況比較表では、対象者、それから所得制限、給付の3段目までは同じ内容となっておりますが、次の一部負担金の中で、今まで申し上げましたように、入院につきましては、一部負担金は県に準じ、両町ともなしとなっておりますが、外来の場合、神崎町では1割負担となっておりますが、大河内町では個人負担が現在なしとなっており、この点に違いがあるために、新町発足までに大河内町の例により調整することになりました。
小寺（議長）	以上でございます。 ただいま説明が終わりました。 この件につきまして、質問がございましたら、お受けをいたしたいと思います。 質問ございませんか。
多田（副議長）	副議長、どうぞ。 神崎の多田です。 新町発足までに大河内町の例により調整するということは、被保険者負担金をなしにするということと理解するんですけども、それなら

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	ば調整するでなしに、そういうことで表現されたらどうなんですか。いかがでしょう。
宮本（分科会長）	分科会長、お願いをいたします。 ただいま合併協議会の場で決まればそれで従うしかないと思っておりますし、現在のところ、神崎町の外来１割負担はなしで考えております。
小寺（議長）	ほかにご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご質問がないようでございますので、採決に移らせていただきます。 協議第３１号福祉関係事務事業（その３）乳幼児医療の取扱いについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第３１号福祉関係事務事業（その３）乳幼児医療の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。 以上で協議事項第２４号から第３１号議案の８件につきましては、すべて承認されましたことを再度ここにご報告させていただきます。 次に、提案事項に入らせていただきます。 今回提案されておりますのは、特別職の身分の取扱いについて、社会教育事務事業の取扱いについて、国民健康保険事業の取扱いについて、住民関係事務事業の窓口業務等の取扱いについての４件であります。これら４件につきまして、一括して事務局の提案説明をお願いいたします。
浅田（事務局）	なお、今回の提案につきましても、次回の協議事項として提出いたしますので、質疑のみにとめたく思いますので、ご了承をいただきますようお願いいたします。 それでは、事務局、説明をお願いいたします。 それでは、本日のような形で今後事務提案事項につきましては、両町の正・副分科会長によりまして補足説明並びに質疑の応答という形で進めてまいりたいというふうに考えております。したがって、本日事務局の方から提案２２号から４件の２５号までの提案事項につきましては、概略のみをご提案させていただき、次回正・副分科会長の方から補足説明並びに委員さん方の質疑回答という形でとらせていただきたいというふうに思っております。 それでは、まず提案第２２号につきましてご説明をさせていただきます

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	たいと思います。 お手元資料の３ページの方を見ていただきたいと思います。 合併協定項目の１１番目に特別職の身分の取扱いということについて協議をするようになってございます。この件につきましては、総務・企画部会の方で検討をいただき、幹事会の方で調整をさせていただきました。そして、特別職の身分の取扱いということで３つの項目に分けさせていただいております。 まずその１といたしまして、特別職、首長等議員という形で書かせていただいております。首長等といいますのは、町長、助役、収入役、教育長という形でとらえておりまして、ここに書いてございます議員さんにつきましては、別の合併協定項目の中で議会議員さんにつきましては別途協議をするという形を当初の協議会の方でご説明し、ご承認をいただいておりますので、議員さんの関係につきましては外させていただきます。 まず、課題、問題点として２つございます。 ２町の町長、助役、現在は収入役は両町とも置いてございませぬ、助役さんが兼務という形でされております。そして、常勤の特別職でございます教育長ですけれども、これらは前日をもって失職をされます。したがって、新たな選挙、選出という必要が生じてまいります。あわせまして、常勤の特別職の給料及び議員の報酬等が相違しておりますので、調整の必要がございます。ということで、これらに係る調整方針というところで、２番目の方に書いてございますように、合併時に調整するというところでございます。 注意書きで、先ほど申し上げました議員さんの取扱いについては、別途協議をするというところでございます。 なお、具体的な調整方針につきましては、そこに５項目明記をさせていただきます。 まず、特別職の設置人数、任期等につきましては、法令の定めるところにより設置をいたします。そして、給料は現行の支給額をもとに、類似の団体、両町が合併をして約１万３，５００人程度の町になりますので、県下の人口、産業構造の類似した団体のところの給料と比較をさせていただく。そして、両町ともこれまで町長、助役以下各委員の給料等につきましては、特別職の報酬審議会といったもので、町の諮問を受けて検討をなされております。したがって、その参考となりますのは、神崎郡内の５町を対象にされておりますので、近隣町の状況を参考に調整をするというところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	以下、議員の報酬額、費用弁償の支給の有無並びに支給額についても同様の取扱いにしていきたいと思いますというところでございます。 なお、５点目に、これらの特別職の委員さんの報酬額等の関係につきまして、合併の期日が決まり、合併の日以降すべての特別職が失職をいたし、町長の選挙を５０日以内に開催をいたします。それまでにこれらの町長の職務代理人、また新たな新町の町長等の給料等決める機関が必要でございますので、先ほど申し上げました特別職の報酬審議会に準じました第三者の特別な機関を組織して審議をしていきたいと思いますというところでございます。その際には、新町の職務執行者の方の給料もその中で協議をしてみたいという、大変少し複雑な形になるんですけれども、こういう取扱いをしてみたいというところでございます。 ４ページの方には、町長、助役、収入役、教育長のそれぞれの取扱いということで、簡単に少し書かれておりますので、目を通していただければと思います。 なお、町長につきましては、先ほど申し上げましたように合併の日から５０日以内に選挙を行う必要がございますので、選挙により選出をされます。そして、行政をとめるわけにはいきませんので、５０日間といいますか、５０日以内の間は、やはり町長が不在ということではだめでございますので、２町の、この場合は大河内、神崎の場合です。２町の町長で協議により町長職務代理人を定め、職務を行っていただくという形になってございます。 また、助役さんにつきましては、職務執行者が選任をできないという形になってございます。ただ、収入役につきましては、職務の代理人が必要になりますので、定めておかなければいけないということになります。 次に、５ページの方なんですけれども、その２ということで、行政の附属機関といたしまして、まず資料の６ページを見ていただきたいと思います。 こちらの方に、市町村の執行機関として６つの委員会、これを設置しなければならないことになってございます。 まず、教育委員会は定数は５名、これは議会の同意を得て、町長が任命した委員をもって組織をされるものでございます。町長が新しく選ばれるまでの間、職務執行者が合併時に２町のエデュケーション委員であった者の中から新町の教育委員会の委員を臨時的に選任をいたします。 また、選挙管理委員会につきましては、定数は４人となっております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	して、議会において選出された委員をもって充てることになってございます。議会において選挙されるまでの間は、２町の選挙管理委員会の委員であった者の互選により定めた方を充てさせていただくというところでございます。また、その互選を行う場所及び日時につきましては、職務執行者があらかじめ関係の方に通知をするというところでございます。 次に、監査委員につきましては、定数は２名ということで、この場合は下の米印にも書いてございますように、町長のいわゆる不在の職務執行者が監査委員を選任をするべきではないというふうな一つの例がございまして、新町長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから選任をするという形になってございます。 次の農業委員会の委員さんにつきましては、これも先ほどの議会議員さんと同様に、当協議会では別の協定項目の中で協議をすることになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。 次に、固定資産の評価審査委員会の委員さんにつきましては、定数は３人以上とし、条例で定めるところでございます。新町長が選挙されるまでの間は、職務執行者が従来の委員であった方から選任をするというところでございます。 それから、６点目の公平委員会というものがあるんですけれども、名称が中播公平委員会と言っておるんですけれども、これは広域的なため、調整につきましては、現在不要というところで上げさせていただいております。 これらの方につきましては、５ページの方で課題点、問題点を上げさせていただいております。先ほどの町長以下の特別職の取扱いのその１と同じような課題、問題点、調整方針でございます。 続きまして、７ページの方を見ていただきたいと思います。 こちらの方は、特別職の身分の取扱いのその３ということで、先ほど言いました以外の審議会、それから委員会、これが両町におきまして数多くございます。その一覧が資料の８ページの方に委員会名という形で、構成メンバー、報酬額という形で表示をさせていただいております。社会教育の委員さんを初め、ずらっとこうたくさんあるわけでございます。これらの委員会につきましてはですけども、まず課題、問題点といたしまして、条例等の規定に基づいて、審議会、委員会が設置をされております。これらの設置状況や委員さんの報酬が違っておりますので、調整をする必要がございます。 また、審議会、委員会の委員さんの失職によりまして、委員会等の

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	設置の必要性が新町になりますと出てまいりますので、いわゆる委員会、審議会の存続を考え合わせ、新たに選任をする必要が生じてまいります。これらにつきましても、幹事会の方では合併時に調整をするということで、具体的な方針として3つそこに上げさせていただいております。 両町に設置をされていて、新町においても引き続き設置をするものについては、原則として統合しますよと。2点目に、1町のみに設置されておるもので、合併時に施行される条例等により、設置が必要なものにつきましては、合併時まで調整をさせていただきます。それ以外のものにつきましては、合併後新町において速やかに調整をいたします。3点目に、合併時に設置が必要なものに係る委員報酬につきましては、先ほどの町長以下の給料とまた報酬等と同様に類似の団体、近隣町の状況を参考にさせていただき、報酬審議会に準じた機関で調整をしていただくというふうにしたしておるところでございます。 以上が特別職の身分の取扱いについての概略の説明でございます。9ページ以降につきましては、たくさんの法律を、少し関連法律を書かせていただいておりますので、また時間がございましたらご一読いただければと思います。 続きまして、引き続き提案第23号の社会教育の事務事業の取扱いについてでございます。 お手元資料の4ページ、5ページを見ていただきたいと思います。 社会教育事業につきましては、両町とも活発に行われておりまして、そういう反面から多くの課題、問題点が発生しております。4ページ、5ページ、見ていただきますと、それぞれ(1)から(13)までの13項目の課題、問題点が発生をいたしておるところでございます。 まず、1点目が地域改善の対策事業、これらにつきましては、まずその一つの奨学金の貸与事業、こういったものが国の法律の失効といえますか、そういったもので実施をされておられませんというところがございます。 また、地域改善の対策対象地域の活動事業としての補助金のあり方でございます。これが違っておるところがございます。 社会教育委員さんにつきましても、定数及び選任等につきまして差異がございます。 3点目の文化財の保護、顕彰事業でございます。これは、両町とも

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	文化財というものにつきましては、町指定、また現在神崎町では県指定を受けられるために町内の神社、仏閣を含めたすべての文化財について調査をなされておるところでございます。そして、新町になりますと再指定という形が出てこようかと思います。 4点目の町史の編さん事業なんですけれども、これは大河内町は既に平成8年、町誌という形で「おおかわち」という町史を作っておりますけれども、神崎町では現在では編集に至っていないという状況でございますので、新町として町の歴史の保存、編集とあわせて検討をする必要があるというところでございます。 5点目の社会人権の同和教育に関しましては、両町でそれぞれ名称は違うんですけれども、人権啓発のリーダー研修会、こういったものを神崎町は年3回、またブロック別の研修会、こういった積極的な取り組みをされております。一方、大河内は2月11日を人権の日として定め、人権啓発大会といった大きな行事を開催をされておるところでございます。それから、人権教育の研究協議会につきましては、それぞれ両町に設置をなされております。しかしながら、その協議会に対する補助金の額に差がございますので、調整をする必要がございます。 次に、6点目の公民館事業ですけれども、両町に公民館は、建設年度は違うんですけれども、それぞれ設置をされ、さまざまなサークル活動を中心とした活動が行われておるところでございます。まず、公民館のその使用料なんですけれども、やはり建設年度、また部屋の面積、いろんなものによって差異がございますので、その辺の調整をする必要がございます。両町におけるまた文化協会とか協会加盟のサークル、そういったものがたくさんあるんですけれども、そういったものの合併後の組織体制、こういったものにつきまして、やはり統合といたしますか、一本化できるものにつきましては一本化しようという検討が必要になってまいるところでございます。 それから、7点目の体育指導員さんの関係ですけれども、体育指導員さんについても委員の数に差がございます。また、その体育指導員さんが町の行事、また地域の行事への参画、こういったところで両町に若干の差異が出ております。活動そのものにつきましては、大きな差異はございません。 8点目の学校施設の利用なんですけれども、学校施設の使用につきましては、神崎町は学校施設を使用する際には、使用料というものを徴収をされておりますけれども、大河内町につきましては、こういっ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	た使用料の徴収規定はございません。いわゆる無料という扱いをしておりますので、調整が必要でございます。 9点目の屋外体育施設の利用につきましては、グラウンド等の使用につきましては、神崎町の場合は、公共的な団体、いわゆる自治会とか子供会及び体育協会への加盟団体の使用は免除扱いとされております。大河内町は、公共的な団体の使用、いわゆる自治会とか子供会等の使用は免除といたしておりますけれども、体育協会への参画をしております団体、またその体育協会の事業、そういったものに係る使用については使用料というものを徴収されております。神崎町では、体育協会の加盟団体に免除規定を適用していることもございまして、体育協会への補助金が若干大河内とは異なっておりますので、その辺の使用料の徴収、また免除規定、こういったものについて調整をする必要がございます。 10番目の屋内体育施設の利用についてなんですけれども、これは体育館というふうにご理解いただければと思います。神崎町は、町民は使用料免除としておりますけれども、大河内町は屋外体育施設の使用と同様に、町内の公共的な団体の使用のみ免除扱いとしており、調整が必要でございます。 11点目のプールなんですけれども、プールにつきましては、大河内は長谷にグリーンオアシスという年間使用できる温水プールがございます。一方、神崎町は夏の間だけと、いわゆる期間限定といった形のプールでしかございません。ですから、このあたりにはそういう運営方法、また施設の規模、内容、そういったものにつきましても大きな差異があるところでございます。 それから、12点目の国際交流事業なんですけれども、大河内町では平成5年から韓国慶州市のナザレ園というところの施設とホームステイ、また大河内から韓国の方に行くといった形での、姉妹提携ではございませんが、韓国との交流事業を実施をいたしております。このあたりにつきましても、今後どのようにするのか検討する必要がございます。神崎町も今年9月からアフリカ17カ国の方をお招きした30人のJICAというところのそういう協会からの要請により9月からホームステイを受けられるといったことも聞いておりますし、こういった国際交流事業につきましても、今後新町においていろいろ検討してまいる必要があろうかと思っております。 そして最後に、各種団体及び補助事業についてなんですけれども、両町に社会教育関係でたくさんの団体がございます。活動内容は同じ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	のものもたくさんあるんですけれども、いわゆる行政サイドから補助をしておるその補助金の額に差がございますので、そういったあたりを調整する必要があるというところでございます。 大変社会教育につきましては、たくさんの課題、問題点、そういったものがあるところでございます。そして、そのあたりをどのように調整するのかというところで6ページ、7ページに先ほどの13項目につきまして教育部会の方で熱心に議論をいただき、そして幹事会の方で調整をさせていただきました。このあたりにつきましては、次の協議会の方で分科会長の方から詳細な説明をいただければというふうに考えておるところでございます。 続きまして、時間が押しておりますが申しわけございません。提案第24号ということで、これも両町の大きな重要な項目になります国民健康保険事業の取扱いについてでございます。資料を1枚めくっていただきまして、まず課題、問題点といたしまして、両町におきます保険税の関係につきましては、税率、賦課期日及び納付月につきまして差がございますので、調整をする必要がございます。 2つ目に、両町の国民健康保険基金の持っております額に大きな開きがございます、被保険者1人当たりの基金保有額の差も大きいため、合併後の税率とあわせて慎重に十分検討をする余地があるというところでございます。 なお、その基金の保有額の比較につきましては、下の3、事務事業現況比較表というところの真ん中の欄にございますように、15年度末の国保の基金の保有残高を掲載をさせていただいております。 それから、課題、問題点の3つ目といたしまして、両町にはこういった国民健康保険の税率等を町から諮問を受けていろいろ検討いただく運営協議会というものが設置をなされておるところでございます。新町発足後におきましては、その委員数及び開催時期等について調整をする必要があるというところでございます。国保の関係につきましては、大きくこの3つ、これを課題、問題点としてとらえたところでございます。そして、分科会を中心に調整をさせていただきましたところが、賦課方式、算定方式及び賦課の限度額、これは括弧で書いておりますように、医療分が53万円、介護分が8万円というところでございます。並びに、これらは所得等に応じまして、軽減措置7割、5割、2割といったいろんな所得の状況とかいろんなものが軽減できる措置がございますので、これらにつきましては現行どおり新町に引き継ぐというところで調整をさせていただいております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	す。 賦課期日につきましては7月1日をしたいというところでございます。そして、納期につきましては、年6回、新町発足までに調整をしたいというところでございます。保険の税率につきましては、大変一番大きな関心事になるんですけれども、下の3の比較表で見いただきますと、保険税率、神崎町、大河内町でそれぞれ所得割、資産割、均等割、平等割という形の、これを4方式という形、こういう方式で両町国民健康保険税というものを設定をされます。16年度の当初予算ベースで比較をさせていただきますと、世帯当たり約2万円程度神崎町の方が高いといいますが、大河内町の方が低いといいますが、そういうふうな現象になっております。反面、介護保険分といいますが、介護分というものがございまして、そちらの方は逆に神崎町の方が安いという状況になってございまして、このあたりの税率の問題につきましては、分科会を中心にいろいろ議論をいただきまして、保険税率は合併年度、いわゆる平成17年度はそれぞれの町、いわゆる神崎、大河内、それぞれの例によるものとし、合併後以降についてはできるだけ早期に統一をいたしますというところで、これがよく言われます不均一と、いわゆる新しい町になっても関係旧町の税率が違ってますよというところでございまして、できるだけ早期に統一をしていきたいというふうな調整方針でございます。 そして、先ほど言いました基金につきましては、基本的に全額両町持ち寄るということに調整をいたしておるところでございます。 運営協議会につきましては、新町発足後に統一をし、構成のメンバー、また開催時期、そういったものにつきましては新町発足までに調整をするというところでございます。 その下の基金のところを見ていただきますと、神崎町が15年度末で8,000万円、被保険者数が2,883人、1人当たりが2万7,749円、一方大河内が基金の保有額が1億3,652万5,000円、被保険者数2,001人、1人当たりが6万8,228円ということで、1人当たり直しますと約4万円という大きな差異があるわけなんですけれども、この基金関係につきましても、いろいろやはり年度年度の医療費の増嵩、そういったものでこの基金の対応というものが違ってまいりますので、一概にこの基金だけがどうこうということもなかなか難しいんですけれども、このあたりが先ほど申し上げました保険税率といったところにも大きな差異がございまして、両町それぞれの町の例によってできるだけ早く新町の新しい税率に統

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	一をしてまいりたいというところでございます。 このあたりにつきましても、次回の協議会の方で大変住民の皆さん方に関心の高いところでございますので、ご議論いただければというふうに思います。 そして最後に、提案第２５号ということで、住民関係の事務事業（その２）ということで、窓口業務を中心とした住民サイドの関係のところなんですけれども、資料をめぐっていただきまして、２ページの方で、今回その２ということで上げさせていただいておりますのが、消費者行政、交通対策、青少年教育、防災・防犯、各種証明書の交付事務といったこの５項目につきまして、課題、問題点、調整方針を上げさせていただいております。 消費生活行政につきましては、両町にそれぞれ消費生活に係ります会が組織をされております。神崎町消費生活研究会、大河内では消費者協会といったものがされて、活動内容、そういったものにつきましてはほぼ同様でございますけれども、組織構成及び両町からの補助金の額に差がございます。そういったものを調整する必要があるでございますので、下の調整方針にございますように、新町発足までに統一をするということにいたしておるところでございます。 ２点目の交通安全対策なんですけれども、これも両町に福崎交通安全協会の支部組織といたしまして、それぞれございます。そういったものにつきましても、役員構成、また補助金、そういったものでいろいろ内容が違ってまいりますので、できるだけ組織を統一し、新町発足までに調整をしたいというところでございます。 なお、この中でチャイルドシートの購入補助といったものがございます。これは大河内町のみにございまして、平成１１年度から実施をいたしております。神崎町には補助制度はなく、統一に向けた調整ということで、幹事会の方でいろいろ議論をさせていただきました。このチャイルドシートの購入補助につきましては、平成１５年度の決算ベースで件数もだんだん少なくなってきておりますので、合併時に一応廃止をということで、幹事会での方針は出たところでございます。 それから、コミュニティーバスの運行につきましては、これは神崎町独自のものとございまして、本日の交通基盤整備の中でもお話がございましたように、これから高齢化社会における交通弱者、そういった足の確保の問題、また神姫グリーンバスとの運行エリアの問題、そういったさまざまな問題をクリアすることが大きな課題として出てまいりますので、このあたりも言葉では新町発足までに調整をするとい

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	うところにさせていただいたところでございます。 3点目の青少年教育の推進を図るため、それぞれ神崎町には青少年育成委員会、大河内には青少年問題協議会といったものが組織をされておるところでございます。このあたりにつきましても、新町発足までに統一をしていきたいということで上げさせていただいております。 防犯対策につきましても、これも神崎町防犯指導委員会、大河内町は福崎防犯協会大河内支部という形でそれぞれ組織をされております。その組織体制、また補助金といいますか、神崎町では委員に報償費という形で支払いがされておまして、若干そのあたりの差がございますので、そのあたりにつきましても新町発足までに調整をさせていただきたいというところでございます。 最後5点目に、住民票等窓口の各種証明書の手数料につきましては、両町ほぼ同じ形で実施をされております。ただ、その中で住民票の謄本、住民票閲覧及び埋火葬の許可証の発行手数料に差異がございますので、統一に向けた調整が必要であるというところでございます。調整方針の5番に掲げておりますように、各種証明書の手数料につきましては、両町同額の項目は現行のまま新町に引き継ぎ、埋火葬の許可証発行手数料は大河内町の例による。また、住民票の謄本発行手数料及び閲覧の料金につきましては、神崎町の例によるということで調整をさせていただいたというところでございます。 以上、大変走りましたですけれども、事務局の方から次回協議会の協議事項として提出をさせていただきます4件について提案説明をさせていただきました。 以上です。 どうもありがとうございました。 4件の提案事項につきまして、事務局の方から説明がございました。 提案の中身等についての詳細については、次回の合併協議会で協議をしていただくんですが、それ以外の中身でないもの、特に提案の方式とか、そこらの点で何か質問がありましたらお受けをいたしますが、中身についての質疑については次回の合併協議会で行いたいと思っておりますので、それ以外について提案の4件の分についての質疑がありましたらお受けをいたしたいと思います。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	それでは、提案についてはこれで終わりたいと思います。

